

会計情報

Vol. 585

2025.5

Accounting, Tax & Consulting

2025年3月決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項

サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)の解説

法定実効税率についての最新情報～令和7年3月決算を迎えるに当たり、最新の税制改正を確認～



Contents

	ページ	
	2	2025年3月決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項 公認会計士 村松 駿一 公認会計士 廣橋 里美
	24	サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)の解説 公認会計士 吉村 航平
	38	金融庁:「記述情報の開示の好事例集2024(最終版)」の公表(重要な契約等、MD&A、中堅中小上場企業の開示例) 『会計情報』編集部
	39	金融庁:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等(3月24日) 『会計情報』編集部
	40	金融庁:株主総会前の適切な情報提供について 『会計情報』編集部
会計・監査	41	金融庁:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等(3月31日) 『会計情報』編集部
	42	金融庁:有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等(識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む)及び有価証券報告書レビューの実施について(令和7年度) 『会計情報』編集部
	44	法務省:「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について 『会計情報』編集部
	45	ASBJ:開示に関する適用後レビューの報告 『会計情報』編集部
	46	SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が「補足文書」を公表 『会計情報』編集部
	47	JICPA:会長声明「金融担当大臣要請「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に対して」 『会計情報』編集部
IFRS	48	iGAAP in Focus Closing Out – 財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
税務	71	法定実効税率についての最新情報 ～令和7年3月決算を迎えるに当たり、最新の税制改正を確認～ デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 大野 久子
会計基準等開発動向	77	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	81	新刊書籍のご案内

2025年3月決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項

公認会計士 村松 駿一 むらまつ しゅんいち
公認会計士 廣橋 里美 ひろはし さとみ

2025年3月28日に、金融担当大臣より、全上場会社に対して、株主総会前の適切な情報提供に関する要請が行われた。本稿では、有価証券報告書を定時株主総会の前に開示する場合の留意事項と、法令や基準等の改正点を中心とした2025年3月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。なお、本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称については、末尾に掲載している。

1. 有価証券報告書を定時株主総会の前に開示する場合の留意事項

(1) 金融担当大臣による株主総会前の適切な情報提供に関する要請

2025年3月28日に、金融担当大臣より、全上場会社に対して要請された、株主総会前の適切な情報提供の内容には、以下が含まれている。

- 「上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましい」と考えられる。
- 「有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましい」と考えられる。
- 上場会社においては、「有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出すること」を検討すること

が要請されている。

- 金融庁においては、「2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行う」などの対応が検討されている。

上記要請の背景として、投資家、特に海外の機関投資家からの①株主総会前に詳細な情報が開示されていないこと¹、②株主総会における議決権行使にあたって、十分な検討期間が確保されていないことなどに対する懸念などがある。我が国における資本市場の国際的な競争力を強化するためにも、我が国の上場企業の企業価値をグローバルな視点で適正に評価できるようにするためにも、有価証券報告書の提出を株主総会の3週間以上前に行う必要があると考えられている^{2,3}。

このため、今後、上場会社においては、サステナビリティに関する情報の開示を充実させていく中で、有価証券報告書の提出を株主総会の3週間以上前に行うための検討が期待されている。この検討にあたっては、現行の株主総会の開催日を前提とした検討だけではなく、例えば、議決権行使を行う株主の基準日（議決権行使基準日）を決算日ではなく決算日後の一定の時期（決算日が3月31日であれば、例えば、決算日の1か月後の4月30日など）に設定したうえで、株主総会の開催日を後ろ倒し（例えば、議決権行使日の3か月後の7月30日など）にし、その3週間以上前（例えば、6月末）に有価証券

1 株主総会前に事業報告書等で開示されていない情報として、例えば、サステナビリティ情報、政策保有株式に関する情報、キャッシュ・フロー計算書、監査上の主要な検討事項（KAM）等が挙げられる。また、事業報告書等で開示されているものの有価証券報告書との記載の関係で内容に相違がある情報として、例えば、事業に関する情報（対処すべき課題、事業等のリスク、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析）、コーポレート・ガバナンス関係の情報、役員報酬関係の情報が挙げられる。

2 金融庁においては、総会前開示に係る課題及び具体的な施策について実務的な検討を行うため、2024年12月に有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会¹が設置された。この連絡協議会の中で、海外の機関投資家への懸念や株主総会の3週間以上前に有価証券報告書を提出することの必要性、その実現方法などが議論されている。詳細は、金融庁のウェブサイト「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」（<https://www.fsa.go.jp/singi/sokaimaekaiji/index.html>）を参照されたい。

3 International Corporate Governance Network（ICGN/国際コーポレートガバナンスネットワーク、1995年に設立され、90兆米ドルを超える運用資産に責任を持つ投資家が主導することで、高水準のコーポレート・ガバナンスと投資家管理をグローバルに推進している団体）が2022年10月に公表した「日本のガバナンスの優先課題」の1つとして、有価証券報告書を株主総会の30日前に英語で発行することが挙げられている。詳細は、ICGNのウェブサイト『ICGN Japan Governance Priorities Published 04 October 2022』（<https://www.icgn.org/icgn-japan-governance-priorities-icgn-noribennokahanansuniguansuruyouxianketi>）を参照されたい。

報告書を提出するなどの検討も期待されている⁴。

2025年3月期の有価証券報告書の提出においては、株主総会の3週間以上前に行うことに実務上の課題が複数あると考えられるため、今年は、まずは、有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討が金融担当大臣より要請されている。

(2) 有価証券報告書を定時株主総会の前に開示する場合の実務上の留意点

① 定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会における決議事項の取扱い

有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、有価証券報告書に記載した事項やそれらの事項に関するものが、当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会における決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載する（記載上の注意(1)g）。

ここで規定されている「その旨及びその概要」については、有価証券報告書提出時点で、定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項とすることを予定している内容を、可能な範囲で記載することで足りると考えられる。

これまで定時株主総会の開催日又は開催日以降に有価証券報告書を提出していた会社が、定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合、例えば、以下に関する決議が、定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催される取締役会で予定されているときには、決議を予定している旨及びその概要を記載することに、留意する必要がある⁵。

(a) 配当関係

- ✓ 「主要な経営指標等の推移」のうち、当事業年度における1株当たり配当額（記載上の注意(5)aが参照する第二号様式記載上の注意(25)b(j)）
- ✓ 「配当政策」のうち、当事業年度における剰余金

の配当に関する株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当の総額及び1株当たり配当額（記載上の注意(34)）

- ✓ 「経理の状況」のうち、連結株主資本等変動計算書関係における配当に関する注記（基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの）（連結財規第80条及び財規第109条）

(b) ガバナンス関係

- ✓ 「コーポレート・ガバナンスの概要」のうち、企業統治の体制の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名、当該企業統治の体制を採用する理由）（記載上の注意(35)が参照する第二号様式記載上の注意(54)a）
- ✓ 「役員の状況」のうち、役員に係る情報（役職名、氏名、略歴、任期等）及び女性比率等（記載上の注意(36)が参照する第二号様式記載上の注意(55)）
- ✓ 「監査の状況」のうち、監査役監査の組織、人員及び手続等（記載上の注意(37)が参照する第二号様式記載上の注意(56)）
- ✓ 「役員の報酬等」のうち、報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法等（記載上の注意(38)が参照する第二号様式記載上の注意(57)）

(c) その他

- ✓ 定時株主総会又はその直後の取締役会において決議を行う事項に係るもの

記載上の注意(1)gは通則規定であるため、上記は例示であり、定時株主総会又はその直後の取締役会において予定されている決議事項を把握したうえで、有価証券報告書の記載が適切かどうかを検討することが必要であ

4 現行の法制度において、上場会社が株主総会前に有価証券報告書を開示することへの制約はないが、例えば以下の規定等を踏まえて株主総会前の開示を検討することが考えられる。

- ・有価証券報告書は、事業年度経過後3カ月以内に提出しなければならない（金融商品取引法第24条第1項）。
- ・会社は、株主としての権利を行使するための基準日を定める場合、行使することができる権利は当該基準日から3カ月以内に行使するものとされている（会社法第124条第2項）。会社は、基準日を定款に定めるか又は基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告しなければならない（会社法第124条第3項）。
- ・株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないが（会社法第296条第1項）、株主総会の開催期限については規定されていない。
- ・会社は、事業報告等の株主総会の資料の電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合、遅くとも株主総会の3週間前までに株主総会参考書類等の情報を提供しなければならない（会社法第325条の3）。また、株主総会の2週間前までに招集通知を発ししなければならない（会社法第299条）。
- ・剰余金の配当は、その都度株主総会の決議によることとされている（会社法第454条第1項）。ただし、取締役の任期が1年である場合、計算書類が適正であれば、定款の定めにより取締役会決議事項にすることができる（会社法第459条第1項及び第460条第2項並びに会社計算規則第155条）。

5 例示した決議について、決議を予定している旨及びその概要の記載例については、金融庁のウェブサイト『有価証券報告書の定時株主総会前の開示について』（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html>）のうち「有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点」（https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji_ryuuiten.pdf）を参照されたい。

る。

② 有価証券報告書に予定として記載した事項が修正又は否決された場合の取扱い

定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会における決議事項が否決又は修正され、定時株主総会前に提出した有価証券報告書に記載した決議事項の内容に変更が生じた場合には、①有価証券報告書を提出した年月日、②定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催された取締役会の年月日及び③決議事項が修正又は否決された旨及びその内容を記載した臨時報告書を提出することとされており、訂正報告書の提出は求められていない（開示府令第19条第2項第9号の3及び開示ガイドライン24の5-23）。

③ 有価証券報告書の添付書類とされている会社法上の計算書類及び事業報告の取扱い

有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合、当該有価証券報告書に、株主総会に報告しようとする又はその承認を受けようとする会社法上の計算書類及び事業報告を添付することとされている（開示府令第17条第1項第1号口）。

2. 2025年3月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項

（1）財務情報以外の開示情報（記述情報）の充実

記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。また、記述情報が開示されることにより、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業の経営の質を高めることができる。このため、記述情報の開示は、企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要とされている。

金融庁のウェブサイト『企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）』（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>）では、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集2024」の最終版の公表等の情報が集約されており、2025年3月期の有価証券報告書を作成するにあたって参考になるものと考えられる。

（2）金融庁による有価証券報告書レビューの実施等

上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、毎年、金融庁による有価証券報告書レビューが実施されている。2025年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、主に以下の調査項目を対象に審査

が実施されることが公表されているため、あらかじめ公表されている調査票を一読し、有価証券報告書を作成することが考えられる⁶。

（法令改正等関係審査）

- ✓ 重要な契約等の開示に関する調査項目
- ✓ 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示に関する調査項目
- ✓ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価の範囲に関連した記載事項に関する調査項目
- ✓ 株主総会前の適切な情報提供に関する調査項目（重点テーマ審査）
- ✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示
- ✓ コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）

前述した金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に関する法令改正等関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査の実施が予定されている。

（3）2025年3月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

2025年3月期の有価証券報告書を作成するにあたり、新たに適用される法令・会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

① 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等の適用に関する事項

項 目	ページ
第2 事業の状況 重要な契約等	12
第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 - 発行済株式総数、資本金等の推移 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 - 株式の保有状況	13 15

② 「改正法人税等会計基準等」の適用に関する事項

項 目	ページ
第1 企業の概況 主要な経営指標等の推移	5
第5 経理の状況 - 会計方針の変更等 - 連結包括利益計算書関係	17 18

⁶ 金融庁のウェブサイト『有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）』（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/20250401.html>）を参照されたい。

③ 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用に関する事項

項 目	ページ
第5 経理の状況	
● 連結貸借対照表	16
● 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	16
● 貸借対照表	21
● 損益計算書	21

(4) 2025年3月期の有価証券報告書作成に係る主な留意点

有価証券報告書作成に係る主な留意事項は以下のとおりである。

なお、指定国際会計基準に関連する定めについては記載していないため、これらに基づく開示を行う会社においては注意が必要である。また、表中の記載事例は、公益財団法人 財務会計基準機構の作成した『有価証券報告書の作成要領』（2025年3月期提出用）を参考としている。

項 目	留 意 点	備 考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示並びに企業結合に係る暫定的な会計処理の確定（以下「遡及適用等」という）を行った場合には、主要な経営指標等の推移の記載において、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等について、当該遡及適用等の内容を反映しなければならない。 なお、当該直前連結会計年度の直前連結会計年度及び当該直前事業年度の直前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。 また、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。 主要な経営指標等の数値のうち遡及処理が求められるものは、連結財務諸表等（注記を含む。）において遡及処理が行われたものと考えられる。したがって、資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、株価収益率、配当性向は、遡及処理しない数値になる（作成要領25ページ作成にあたってのポイント⑤）。 <u>改正法人税等会計基準等を適用している場合の「(1)連結経営指標等」における注記事例は以下の通りである。</u> (作成要領14ページ記載事例) [改正法人税等会計基準等を適用し、これに伴い前連結会計年度に係る主要な経営指標等を変更している場合] 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。 [改正法人税等会計基準等を適用し、改正法人税等会計基準第20-3項ただし書き及び改正税効果適用指針第65-2項(2)ただし書きを適用している場合] 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。 <u>改正法人税等会計基準等を適用している場合の「(2)提出会社の経営指標等」における注記事例は以下の通りである。</u> (作成要領18ページ記載事例) [改正法人税等会計基準等を適用し、これに伴い前事業年度に係る主要な経営指標等を変更している場合]	記載上の注意(5) 開示ガイドライン5-12-2及び24-10 第二号様式記載上の注意(25)

項 目	留 意 点	備 考
	「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。 [改正法人税等会計基準等を適用し、改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きを適用している場合] 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。	
5 従業員の状況	連結会社における従業員数（就業人員数をいう）をセグメント情報に関連付けて記載する。 提出会社の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載する。 提出会社及びその連結子会社それぞれにおける下記項目（以下「女性管理職比率等」という）について開示する。ただし、女性活躍推進法等の規定による公表義務の対象とならない会社については、記載を省略することができる。 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・男性労働者の育児休業取得率 ・労働者の男女の賃金の差異 育児・介護休業法が改正され、2025年4月1日から男性労働者の育児休業取得率の公表義務の対象が常時雇用する労働者数が300人超（従来1,000人超）の企業に拡大される。これに伴い、2025年3月期の有価証券報告書においても、男性労働者の育児休業取得率の開示義務の対象が拡大される点に留意が必要である（育児・介護休業法では、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度における「①育児休業等の取得割合」または「②育児休業等と育児目的休暇の取得割合」のいずれかの割合を公表することが求められている）。また、本改正により、参照条文番号が変わっている点についても留意が必要である。 女性管理職比率等については、開示原則（別添）（注2）では、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされているが、現時点においてはこれらについては、「連結ベース」で開示することまでは義務付けられていない。 連結ベースで開示する場合には連結財規第2条5号に規定されている「連結会社」ベースで開示するほか、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とすることも考えられる。なお、企業において独自の範囲を開示対象とする場合には、当該グループの範囲を明記することが重要であるとされている（作成要領43ページ作成にあたってのポイント③）。 また、女性管理職比率等については、当事業年度の内容を記載することが求められているが、投資者に理解しやすいよう、企業の判断により、女性管理職比率等の数値の基準日や対象期間を記載することも考えられる（作成要領41ページ作成にあたってのポイント⑦）。 女性管理職比率の開示にあたっては、女性活躍推進法の「管理職」の定義に従った算定・開示を適切に行うことに留意が必要である。 （作成要領38ページ記載事例） (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 ① 提出会社	記載上の注意(9) 第二号様式記載上の注意(29) 開示ガイドライン 5-16-3及び24-10 パブコメ（サステナ等）No.11、18、19、21、31、34、43及び60 開示原則（別添）（注2）

項 目	留 意 点	備 考																																																																																							
	<table><tr><th colspan="6">当事業年度</th><th rowspan="3">補足説明</th></tr><tr><th rowspan="2">管理職に占める 女性労働者の割 合（％）（注1）</th><th rowspan="2">男性労働者の育 児休業取得率 （％）（注2）</th><th colspan="3">労働者の男女の 賃金の差異（％）（注1）</th></tr><tr><th>全労働者</th><th>正規雇用 労働者</th><th>パート・有 期労働者</th></tr><tr><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>.....</td></tr></table> （注）1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものである。 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。 ② 連結子会社 <table><tr><th colspan="9">当事業年度</th><th rowspan="3">補足説明</th></tr><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">管理職に占める女性労働者の割合（％）（注1）</th><th colspan="4">男性労働者の育児休業取得率（％）</th><th colspan="3">労働者の男女の賃金の差異（％）（注1）</th></tr><tr><th>全労働者</th><th>正規雇用労働者</th><th>パート・有期労働者</th><th></th><th>全労働者</th><th>正規雇用労働者</th><th>パート・有期労働者</th></tr><tr><td>〇〇電子(株)</td><td>XX.X</td><td>-</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>(注1)</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>.....</td></tr><tr><td>(株)〇〇セラミックス</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>-</td><td>-</td><td>(注2)</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>.....</td></tr><tr><td>(株)〇〇電機</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>-</td><td>-</td><td>(注3)</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>XX.X</td><td>.....</td></tr><tr><td>~~~~</td><td>~~</td><td>~~</td><td>~~</td><td>~~</td><td>~~</td><td>~~</td><td>~~</td><td>~~</td><td>~~~~</td></tr></table> （注）1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものである。 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。 3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。	当事業年度						補足説明	管理職に占める 女性労働者の割 合（％）（注1）	男性労働者の育 児休業取得率 （％）（注2）	労働者の男女の 賃金の差異（％）（注1）			全労働者	正規雇用 労働者	パート・有 期労働者	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X		当事業年度									補足説明	名称	管理職に占める女性労働者の割合（％）（注1）	男性労働者の育児休業取得率（％）				労働者の男女の賃金の差異（％）（注1）			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	〇〇電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X		(株)〇〇セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X		(株)〇〇電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X		~~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~~~	
当事業年度						補足説明																																																																																			
管理職に占める 女性労働者の割 合（％）（注1）	男性労働者の育 児休業取得率 （％）（注2）	労働者の男女の 賃金の差異（％）（注1）																																																																																							
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・有 期労働者																																																																																					
XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X																																																																																					
当事業年度									補足説明																																																																																
名称	管理職に占める女性労働者の割合（％）（注1）	男性労働者の育児休業取得率（％）				労働者の男女の賃金の差異（％）（注1）																																																																																			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者																																																																																	
〇〇電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X																																																																																	
(株)〇〇セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X																																																																																	
(株)〇〇電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X																																																																																	
~~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~~~																																																																																
第2 事業の状況																																																																																									
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	経営方針・経営戦略等の記載にあたっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、「事業の内容」に記載した内容と関連付けて記載する。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載する。   対処すべき課題等の記載にあたっては、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載する。   「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされているが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられる。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられる（作成要領47ページ作成にあたってのポイント④）。	記載上の注意(10) 第二号様式記載上の注意(30)																																																																																							
2 サステナビリティに関する考え方及び取組	当連結会計年度末現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載する。   ① 「ガバナンス」及び「リスク管理」については、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識	記載上の注意(10-2) 第二号様式記載上の注意(30-2)																																																																																							

項 目	留 意 点	備 考
	し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、すべての企業において開示が求められる。   ②「戦略」並びに「指標及び目標」については、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示する。   ただし、人的資本に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、次のとおり記載する。   (a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を「戦略」において記載する。   (b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載する。   2025年4月1日に公表された令和6年度金融庁有報レビュー結果において、サステナビリティに関する企業の取組の開示に関し、主に次の留意事項が示されている。   ●開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項   (1) 開示の重要性       ・サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められる。     ・重要性の判断にあたっては、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。       (2) 企業価値向上に向けたストーリーを意識した開示       ・いわゆる「開示のための開示」に陥らず、企業価値向上に向けたストーリー（文脈）を理解できるように開示することが期待される。     ・経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明する。     ・4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて開示する。     ・特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かり易く開示する。     ・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのかについて、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示する。       ●「ガバナンス」:       ・ガバナンスに関する基本的な考え方のみ記載するのではなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることに留意が必要である。     ・ガバナンスを記載する際には、サステナビリティ関連の推進部の役割などの執行体制に関する記載だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることに留意する。     ・例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられる。     ・ガバナンスの内容を記載するにあたっては、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（2025年3月5日 サステナビリティ基準委員会）（以下「一般基準」という）第9項及び第10項の定めが参考になると考えられる。       ●「リスク管理」:       ・リスク管理に関する考え方のみ記載するのではなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意が必要である。     ・サステナビリティ関連のリスクだけでなく、サステナビリティ関連の機会についても、識別し、評価し、及び管理するための過程を記載することが求められている。	開示ガイドライン 5-16-2、5-16-4、5-16-5及び24-10   パブコメ（サステナ等）No.80、83、88、106、113、142、166、238、243、254及び257   開示原則（別添）（注1）（注2）

項 目	留 意 点	備 考
	- 例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なサステナビリティ関連のリスク管理に加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載することが考えられる。    - リスク管理の内容を記載するにあたっては、一般基準第29項の定めが参考になると考えられる。       ●「戦略」並びに「指標及び目標」:      - サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて開示が求められている。    - 戦略並びに指標及び目標を開示するにあたっては、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することにより、戦略並びに指標及び目標の内容を明瞭にすることが期待される。    - 識別したサステナビリティ関連のリスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、<u>対応関係やつながりを理解できるように記載することが望ましいと考えられる。</u>    - サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、一般基準第14項及び第16項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響やサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸の記載が求められている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響や影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸を記載する場合には、定性的な説明（「大・中・小」や「短期・中期・長期」など）だけではなく、それらの定量的な説明（金額・数値や年など）を含めた定義を記載することが考えられる。    - 指標を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（2025年3月5日サステナビリティ基準委員会）第61項、第62項及び第63項では、温室効果ガス排出の測定アプローチや測定方法（仮定を含む）の開示が求められており、指標について投資者にとって有用な情報の開示を検討する際に参考になると考えられる。    - 戦略並びに指標及び目標を記載する際の重要性の判断にあたっては、開示原則2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。    - 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、<u>提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。</u>       ●人的資本      - 方針、指標、目標及び実績のいずれについても開示が求められている。方針や方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等により記載することが困難な場合には、その旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる。    - 記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられる。    - 指標については、指標の前提その他の補足情報（指標の定義、算定方法、仮定等）に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、女性管理職比率算定上の管理職の定義・範囲や従業員エンゲージメントスコアの定義・算定方法などについては、指標の前提その他の補足情報を併せて開示することが望ましいと考えられる。    - 基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並びに指標及び目標を開示することが求められているが、連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる。	

項 目	留 意 点	備 考
	・連結会社のうち開示対象とする会社の重要性を判断するにあたっては、開示原則2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、連結グループ全体の事業のうち主要な連結子会社による事業の割合が相当程度を占める場合に、提出会社のみ的人的資本に関する指標、目標及び実績しか記載しないような場合には、当該主要な子会社について開示しない理由を投資者が適切に理解できるように記載することが考えられる。     ・なお、記載上の注意(9)で準用する第二号様式記載上の注意(29)dからfまでの規定により、「従業員の状況」において、女性活躍推進法等の枠組みをベースに、原則として、提出会社及びその連結子会社それぞれにおける「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」の開示が求められているが、それぞれのただし書において、提出会社及びその連結子会社が女性活躍推進法等の規定による「管理職に占める女性労働者の割合」等の公表をしない場合は、その記載を省略することができるとされている。他方、例えば、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において人的資本に関する指標の実績について「従業員の状況」における「管理職に占める女性労働者の割合」等に関する記載を参照する形で開示する場合において、「従業員の状況」で同記載上の注意(29)ただし書に従って特定の連結子会社に関する記載を省略しているときは、本来「サステナビリティに関する考え方及び取組」で求められている連結会社を対象とした開示にならない可能性もあるので留意する。       「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、参照先に適切な記載があることを確かめる必要がある。また、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照することができるのは当該記載事項を補完する詳細な情報であり、投資者が真に必要な情報は、有価証券報告書に記載する必要があることに留意する。当該補完する詳細な情報については、将来公表予定の任意開示書類を参照する場合、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載することが望ましいとされている。   開示原則（別添）（注1）では、サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得るとされている。   また、開示原則（別添）（注2）では、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであるとされ、温室効果ガス（GHG）排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1（事業者自らによる直接排出）・Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとされた。   開示が求められるサステナビリティ情報については、開示原則において示された全ての項目を記載する必要はなく、各企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報の重要性を判断することが求められている（パプコメ（サステナ等）No.106）。   サステナビリティに関する考え方及び取組の記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられる。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要がある。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる（パプコメ（サステナ等）No.238）。   なお、公益財団法人 財務会計基準機構より、「有価証券報告書の作成要領」	

項 目	留 意 点	備 考
	の分冊として「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」が公表される予定である（本稿執筆時点）。「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」は、2023年1月に改正された開示府令に基づき、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、任意でサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表するサステナビリティ開示基準のすべての定めに従った開示（別段の定めがあるものを除く。）を行うとの前提で現在作成中である。	
3 事業等のリスク	経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（次のような投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載する。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載する。   ① 連結会社の経営成績等の状況の異常な変動  ② 特定の取引先・製品・技術等への依存  ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針  ④ 重要な訴訟事件等の発生  ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項  ⑥ その他   将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。   経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「継続企業の前提に関する注記」に至らなかったとしても、上記の重要事象等が存在する場合には記載が必要となるので、注意が必要である。   将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされているが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられる。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられる（作成要領65ページ作成にあたってのポイント③）。	記載上の注意(11)  第二号様式記載上の注意(31)  開示ガイドラインC 個別ガイドラインI「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン
4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。   ① 経営成績等の概要には以下の事項を含めて記載する。   (a) 事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載する。   (b) 生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載する。   i 生産、受注及び販売の実績（前年同期と比較してセグメント情報に関連付けて記載する）  ii 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変動があった場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けた内容   (c) 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載する。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。   ② 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には以下の事項を含めて記載する。   (a) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容  (b) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び	記載上の注意(12)  第二号様式記載上の注意(32)

項 目	留 意 点	備 考
	資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な使途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。   (c) 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載する。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。	
5 重要な契約等	開示府令が改正されている。概要は以下のとおりである。   (1) 開示項目名の変更 開示項目名が「経営上の重要な契約等」から「重要な契約等」に変更されている。これは、「経営上」という文言が含まれているがゆえに典型的な経営上の契約以外の契約の開示が十分になされてこなかったと考えられ、「経営上」という点に重きを置くものではないことを明確化することを意図している。   (2) 開示対象となる契約の明確化 従前から例示されていた項目（事業の賃貸借、経営委任契約、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、合併、事業譲受、事業譲渡、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割等）に加えて、以下に関する合意についての記載が求められることが明確化された。   ① 企業・株主間のガバナンスに関する合意 ② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 ③ ローン契約と社債に付される財務上の特約   なお、例示されている類型に該当しない場合であっても、企業にとって重要な契約等である場合には開示を行う必要がある点に留意が必要である。   主な開示項目及び留意点は以下のとおりである。   ① 企業・株主間のガバナンスに関する合意 有価証券報告書等の提出会社（提出会社が持株会社の場合には、その子会社を含む。）が、提出会社の株主（完全親会社を除く）との間で、以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的及び、当該合意に係る意思決定に至る過程、ガバナンスへの影響等を具体的に開示する。   (a) 役員候補者指名権の合意 (b) 議決権行使内容を拘束する合意 (c) 事前承諾事項等に関する合意 (留意事項)      - 提出会社の株主が完全親会社である場合を除き、親会社との契約についても開示対象となる。     「提出会社の株主」とは名義株主を指す。ただし、いわゆる実質株主との間で合意を締結しており、当該株主が実質株主であることを提出会社が把握している場合には、これを任意に開示することが望ましいと考えられる。    - 一定の合意を含む契約のうち「重要性の乏しいもの」については開示対象外であるが、「重要性の乏しいもの」に該当するか否かは、当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響を踏まえ、個別事案ごとに実態に即して判断する。       ② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 有価証券報告書等の提出会社が、提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的、当該合意に係る意思決定に至る過程等を具体的に開示する。   (a) 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意 (b) 保有株式の買増しの禁止に関する合意 (c) 株式の保有比率の維持の合意	記載上の注意(13) 第二号様式記載上の注意(33) 開示ガイドライン5-17-3及び5-17-7 パブコメ（重要な契約等）No.9、13～17、42～44、48、49、64、65、83、84、89、125、126

項 目	留 意 点	備 考
	(d) 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意 (留意事項)      - 株主単独での持分が5%以下となる場合であっても共同保有者として大量保有報告書が提出されている場合には、当該共同保有者との合意も開示対象となる。    - 未公表の重要事実に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合は「重要性の乏しいもの」として開示対象外となる。    - 一定の合意を含む契約のうち「重要性の乏しいもの」については開示対象外であるが、「重要性の乏しいもの」に該当するか否かは、当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響を踏まえ、個別事案ごとに実態に即して判断する。       ③ ローン契約と社債に付される財務上の特約 有価証券報告書等の提出会社（連結子会社を含む。）が、財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高（同種の特約が付された契約・社債はその負債の額を合算する）が連結純資産額の10%以上である場合には、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容を開示する。 (留意事項)       「財務上の特約」とは開示府令第19条第2項第12号の4に規定する「当該提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約」を指す。     「財務上の特約」に定められた事由が生じていない段階から開示が必要である。    - 開示対象は「財務上の特約」に限られず、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられるものについても開示が求められる。    - 開示対象となる「財務上の特約」には連結子会社との間で締結するものは含まれない。    - ノンリコースローンの場合は、その残高が連結純資産額の10%以上である場合であっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には開示を要しない。     「同種の特約」とは、基準となる財務指標及びその値が同一であるものをいい、貸し手の異同を問わない。     「同種の特約」が付された契約・社債の残高の合算にあたり、財務上の特約のすべてが一致していなくても特定の財務指標に係る特約が一致している場合には合算が必要である。	
第4 提出会社の状況		
1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移	開示府令が改正され、事後交付型株式による株券の交付が行われた場合の記載が追加された。   所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載する。   従来、新株予約権が行使された際に同様の記載が求められていたが、これを事後交付型株式による株券の交付の場合にも求めるものである。   当該改正は、金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（2023年12月公表）における提言を踏まえ、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進するため、関連する政府令等の整備が行われたものである。	記載上の注意(23) b
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	上場会社においては、次の事項の記載について注意が必要である。   ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方   ② 提出会社の企業統治の体制の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び	記載上の注意(35) 第二号様式記載上の注意(54)

項 目	留 意 点	備 考
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	構成員の氏名の記載を含む）及び当該企業統治の体制を採用する具体的な理由   ③ 企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）   ④ 取締役会の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）   取締役会の活動状況の記載上のポイントは以下のとおりである。       ・取締役会のほか、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況を記載する。     ・「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」は企業ごとに様々なものがあり得、個別に判断する必要があると考えられるが、その活動状況の記載が必要な「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外では、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会についても、企業によっては、これに含まれ得ると考えられる（パブコメ（サステナ等）No.289）。     ・企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる。       2025年4月1日に公表された令和6年度金融庁有報レビュー結果において、取締役会の活動状況について、次の留意事項が示されている。       ・取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会等の開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等の記載が求められており、いずれについても記載したか留意する必要がある。     ・「具体的な検討内容」には、例えば、資本コストや株価を意識した経営の実現への対応、取締役会の実効性評価、サステナビリティ関連や政策保有株式関連の検討事項等も含まれ得ることに留意する。	パブコメ（サステナ等）No.289及び297
(3) 監査の状況	以下について注意が必要である。   ① 監査役監査の状況   (a) 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。   (b) 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載する。   「具体的な検討内容」は単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示が求められている（パブコメ（サステナ等）No.311）。   また、上述の取締役会の活動状況と同様、監査役及び監査役会の活動状況についても、開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等の記載が求められており、いずれについても記載したか留意する必要がある。   ② 内部監査の状況   上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。   (a) 内部監査の組織、人員及び手続   (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係   (c) 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む）	記載上の注意(37) 第二号様式記載上の注意(56) パブコメ（サステナ等）No.306及び311 DWG報告Ⅱ3.(iii)

項 目	留 意 点	備 考
	内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する。   2021年6月のコーポレートガバナンス・コード再改訂において、上場企業は、デュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められ、DWG報告において、「デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とするべきである」と提言されている点にも留意されたい。	
(5) 株式の保有状況	上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。   ① 保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方   ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式   (a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法 個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容   (b) 非上場株式とそれ以外の株式に区分して、   i 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額   ii (株式数が増加した場合) 増加した銘柄数、取得価額の合計額、増加の理由、(株式数が減少した場合) 減少した銘柄数、売却価額の合計額   (c) 特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く））及びみなし保有株式（提出会社が議決権を行使する権限等を有する株式（非上場株式を除く））のうち、当事業年度及びその前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による貸借対照表計上額（みなし保有株式にあつては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額）が、提出会社の資本金額の100分の1を超えるものについて、特定投資株式及びみなし保有株式に区分して、銘柄ごとに   i 銘柄   ii 株式数   iii 貸借対照表計上額   iv 保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）   v 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要   vi 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）   vii 株式数が増加した理由   viii 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無   ③ 純投資目的で保有する株式 非上場株式とそれ以外の株式に区分し、   i 当事業年度及びその前事業年度における銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額   ii 当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額   ④ 保有目的の変更   (a) 当事業年度において、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものがある場合   i 銘柄   ii 株式数   iii 貸借対照表計上額   (b) <u>当事業年度を含む最近5事業年度において、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合</u>	記載上の注意(39) 第二号様式記載上の注意(58) 開示ガイドライン5-19-3-2 DWG報告II 4. パブコメ（政策保有株式）No.13～15

項 目	留 意 点	備 考
	i 銘柄 ii 株式数 iii 貸借対照表計上額 iv 保有目的を変更した事業年度 v 保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針   政策保有株式の保有目的に関しては、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、投資者と企業の対話に資する具体的な記載が求められている。   また、開示府令が改正され、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合の開示が拡充されている。   当該改正は、保有目的を純投資目的に変更したにも関わらず、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている状況を踏まえて行われたものである。   また、開示ガイドラインがあわせて改正され、「純投資目的」の定義が明確化された。「純投資目的」とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいい、例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない点に留意が必要である。   保有目的を純投資目的に変更した場合、「保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針」が求められるが、「売却に関する方針」については、売却予定時期を明示することが考えられる。それが困難である場合であっても、売却を実現する際の考慮要素など、売却の時期に関する会社の考え方を具体的に記載することが考えられる。   2025年4月1日に公表された令和6年金融庁有報レビュー結果において、次のような留意事項が示されている。      - 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的を具体的に記載することが必要である。保有目的が営業上の取引関係の維持・強化にある場合には、営業上の取引の概要を具体的に記載する必要がある。また、保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載することが求められている。    - 政策保有株式について、保有の合理性を検証する方法及び取締役会等における検証の内容を具体的に、実態に基づいて記載する必要がある。    - 特定投資株式の定量的な保有効果については記載が困難な部分以外については、可能な限り記載することが望ましい。	
第5 経理の状況		
1 連結財務諸表等		
(1)連結財務諸表		
連結貸借対照表	<u>グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、固定負債の区分に長期未払法人税等などその内容を示す科目をもって表示する。</u>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第8項
連結損益計算書及び連結包括利益計算書	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す科目に表示する。   <u>連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要な場合は、当該金額を注記する。</u>   <u>なお、後述の通り、個別損益計算書においては、金額の重要性が乏しい場合を除き、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、損益計算書において区分表示するか、金額を注記することが求められているため注意が必要である。</u>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第9項及び第10項

項 目	留 意 点	備 考
注記事項		
継続企業の前提に関する事項	有価証券報告書の「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、会社法の事業報告における記載との整合性に注意する。	連結財規第15条の22 財規第8条の27 連結財規ガイドライン15の22 財規ガイドライン8の27-1～8の27-5 継続企業の前提に関する開示について（監査・保証実務委員会報告第74号） 継続企業（監査基準報告書570）
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記	連結財務諸表作成のための基本となる事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。   例えば、連結子会社数が当期と前期で異なる場合、当期と前期の差異について記載する方法のほか、前期の会社数を記載した上でさらに当期と前期の差異を記載する方法も考えられる（作成要領237ページ作成にあたってのポイント）。   連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載する。	連結財規第13条及び第14条 連結財規ガイドライン14
会計方針に関する事項  重要な収益及び費用の計上基準  収益認識会計基準等の適用	主要な事業における主な履行義務の内容、連結財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項を記載する。   2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、以下のような事項が留意事項として挙げられている。       ・主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点に関して、企業固有の取引内容や契約条件に基づき具体的に記載する。     ・少なくとも、収益の分解情報やセグメント情報等との関係性を説明する。もしくは、収益の分解情報の区分等で主な履行義務の内容を説明する。     ・重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、履行義務の充足時点と収益認識の通常の時点が異なる場合には、その内容を適切に開示する。     ・一時点で収益を認識する場合において、顧客に商品の支配が移転した時点のみならず、何故その時点が適切と判断したかについての判断内容を開示する。     ・一定の期間にわたり充足する履行義務については、(a)収益を認識するために使用した方法（インプット法又はアウトプット法など進捗度の具体的な測定方法）及び(b)当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠（つまり進捗度を測定する方法として何故その方法が適切と判断したのか）についても記載する。	連結財規第13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(5) 財規第8条の2の3 財規ガイドライン8の2の3第2項(7)及び第3項(6) 収益認識会計基準 令和4年度金融庁有報レビュー結果
会計方針に関する事項  その他連結財務諸表作成のための基礎となる事項  関連する会計基準等の定めが明らかでない場合	会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合には、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載する。   例えば、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については、グループ通算実務対応報告においても取り扱っておらず、具体的な定めは存在しない。したがって、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられることから、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載する。	連結財規13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(10) 財規第8条の2の3 財規ガイドライン8の2の3第2項(10)及び第3項(8)④ 過年度遡及会計基準 グループ通算実務対応報告
会計方針の変	当連結会計年度において、改正法人税等会計基準等を以下の前提で適用する場合	連結財規第14条の

項 目	留 意 点	備 考
更に 関する注記	合の記載事例は下記のとおりである。       ・改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用する。     ・改正税効果適用指針第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用する。       (作成要領258ページ)   (会計方針の変更)   「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用している。・・・・(会計方針の変更の具体的な内容)・・・・。   法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、・・・・(経過措置の概要を記載)・・・・。この結果、・・・・(連結財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額及び1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額)・・・・。   また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。この結果、・・・・(連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額、前連結会計年度に係る1株当たり情報に対する影響額及び前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額を記載)・・・・。	2及び第14条の3   連結財規ガイドライン14の2   財規第8条の3及び第8条の3の2   財規ガイドライン8の3   正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い
未適用の会計基準等に関する注記	既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。       ① 当該会計基準等の名称及びその概要     ② 当該会計基準等の適用予定日(当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日)     ③ 当該会計基準等が連結財務諸表に与える影響に関する事項       財規ガイドライン8の3の3-1-3及び連結財規ガイドライン14の4では、連結財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとしている。なお、連結財務諸表作成時において、連結財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものとしている。   例えば、新リース会計基準等(2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能)、改正金融商品実務指針(2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能)について注記することが考えられる。	連結財規第14条の4   連結財規ガイドライン14の4   財規第8条の3の3   財規ガイドライン8の3の3から8の3の3-1-3
追加情報	連結財規等においては、特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされている。   注記すべき追加情報の例は監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」を参照されたい。なお、必要と認められる場合、ESOP実務対応報告第16項に記載の事項(取引の概要等)などを注記することが考えられる。	連結財規第15条   財規第8条の5   追加情報の注記について   ESOP実務対応報告
連結包括利益	改正法人税等会計基準等を適用した場合、その他の包括利益に係る法人税等	連結財規第69条の

項 目	留 意 点	備 考																																																																																																															
計算書関係  その他の包括利益に関する注記	及び税効果の金額を、その他の包括利益の項目ごとに注記する。この場合の記載事例は下記のとおりである。   ・組替調整額と法人税等及び税効果額を別個に記載する場合 (作成要領300ページ)     ※○ その他の包括利益に係る組替調整額 (百万円)  <table> <tr> <th></th><th>前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th><th>当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>組替調整額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>計</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>退職給付に係る調整額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>組替調整額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>計</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前合計</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>その他の包括利益合計</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> </table>  ※○ その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額 (百万円)  <table> <tr> <th></th><th>前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th><th>当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整後</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整後</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>退職給付に係る調整額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整後</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>その他の包括利益合計</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整後</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> </table>    ・組替調整額と法人税等及び税効果額を併せて記載する場合 (作成要領302ページ)     ※○ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額 (百万円)  <table> <tr> <th></th><th>前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th><th>当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>組替調整額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> </table>		前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	その他有価証券評価差額金			当期発生額	XXX	XXX	組替調整額	△XXX	△XXX	計	XXX	XXX	繰延ヘッジ損益			当期発生額	XXX	XXX	退職給付に係る調整額			当期発生額	XXX	XXX	組替調整額	△XXX	△XXX	計	XXX	XXX	法人税等及び税効果調整前合計	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	その他の包括利益合計	XXX	XXX		前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	その他有価証券評価差額金			法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX	繰延ヘッジ損益			法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX	退職給付に係る調整額			法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX	その他の包括利益合計			法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX		前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	その他有価証券評価差額金			当期発生額	XXX	XXX	組替調整額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	6  改正法人税等会計基準等
	前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)																																																																																																															
その他有価証券評価差額金																																																																																																																	
当期発生額	XXX	XXX																																																																																																															
組替調整額	△XXX	△XXX																																																																																																															
計	XXX	XXX																																																																																																															
繰延ヘッジ損益																																																																																																																	
当期発生額	XXX	XXX																																																																																																															
退職給付に係る調整額																																																																																																																	
当期発生額	XXX	XXX																																																																																																															
組替調整額	△XXX	△XXX																																																																																																															
計	XXX	XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果調整前合計	XXX	XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																																																															
その他の包括利益合計	XXX	XXX																																																																																																															
	前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)																																																																																																															
その他有価証券評価差額金																																																																																																																	
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																																																																																															
繰延ヘッジ損益																																																																																																																	
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																																																																																															
退職給付に係る調整額																																																																																																																	
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																																																																																															
その他の包括利益合計																																																																																																																	
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																																																																																															
	前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)																																																																																																															
その他有価証券評価差額金																																																																																																																	
当期発生額	XXX	XXX																																																																																																															
組替調整額	△XXX	△XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																																																															

項 目	留 意 点	備 考																																										
	<table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果額</td><td>△XX</td><td>△XX</td></tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td><td>XX</td><td>XX</td></tr> <tr> <td>退職給付に係る調整額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  組替調整額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>  退職給付に係る調整額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>持分法適用会社に対する持分相当額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  当期発生額</td><td>XX</td><td>XX</td></tr> <tr> <td>その他の包括利益合計</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> </table>  なお、当連結会計年度において改正法人税等会計基準等を適用し、改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きを適用する場合、比較情報については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和5年3月27日内閣府令第22号）附則第2条第2項により、従前の連結財務諸表規則によることができるとされている（作成要領303ページ作成にあたってのポイント）。	その他有価証券評価差額金	XXX	XXX	繰延ヘッジ損益			当期発生額	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XX	△XX	繰延ヘッジ損益	XX	XX	退職給付に係る調整額			当期発生額	XXX	XXX	組替調整額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	退職給付に係る調整額	XXX	XXX	持分法適用会社に対する持分相当額			当期発生額	XX	XX	その他の包括利益合計	XXX	XXX	
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX																																										
繰延ヘッジ損益																																												
当期発生額	XXX	XXX																																										
法人税等及び税効果額	△XX	△XX																																										
繰延ヘッジ損益	XX	XX																																										
退職給付に係る調整額																																												
当期発生額	XXX	XXX																																										
組替調整額	△XXX	△XXX																																										
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																										
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																										
退職給付に係る調整額	XXX	XXX																																										
持分法適用会社に対する持分相当額																																												
当期発生額	XX	XX																																										
その他の包括利益合計	XXX	XXX																																										
退職給付関係	退職給付に関し、確定給付制度を採用している場合には、退職給付制度の概要及び退職給付債務等の内容について、注記することが求められている。   また、退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、確定拠出制度の概要及び確定拠出制度に係る退職給付費用の額等について、注記することが求められている。	連結財規第15条の8及び第15条の8の2 財規第8条の13及び第8条の13の2																																										
税効果会計関係	「令和7年度税制改正の大綱」に基づき、「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立し、防衛特別法人税が2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとなった。防衛特別法人税は「法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金である法人税等」（改正税効果適用指針第4項(2)）に該当すると考えられることから、税効果会計に適用する法定実効税率の算定にあたって考慮する必要がある。   また、税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額を注記することとされているため注意が必要である。	防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについての補足文書 税効果会計基準第四3 改正税効果適用指針 第4項(2)、第44項～第49項																																										
企業結合等関係	取得とされた企業結合に係る重要な取引がある場合には、取得原価の算定等に関する事項（被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳）などを注記する。   なお、上記の取得原価の金額等を非開示としている事例については、投資家保護の観点から適切ではないと考えられる。	連結財規第15条の12第1項 財規第8条の17第1項																																										
収益認識関係	収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を連結財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。「業界慣行に従い処理している」等により収益認識会計基準等で求められている開示を省略している場合には、開示を省略する理由として適切ではなく、また、「重要性がない」として開示を省略している場合には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないか検討する必要がある。   2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、以下のような事項が留意事項として挙げられている。       ・収益の分解情報の注記において、「収益認識に関する会計基準」の範囲外である「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入や「金融商品に関する会計基準」に基づく金融収益等については、顧客との契約から生じる収益の額に含めてはならないため、顧客との契約から生じる収益と区分して「その他の収益」等の名称で開示する。     ・収益の分解情報は、財務諸表利用者が会社の収益を理解する上で有用と考え	連結財規第15条の26 連結財規ガイドライン15の26 財規第8条の32 財規ガイドライン8の32 収益認識会計基準 収益認識適用指針 令和4年度金融庁有報レビュー結果																																										

項 目	留 意 点	備 考
	られるため、収益認識適用指針第106-4項及び第106-5項を踏まえて、収益の分解の区分方法について慎重な検討を行う必要がある。例えば、単一セグメントであっても、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、主要な製品別の分析を開示している場合には、同じ区分で分解することなどを検討する。検討の結果、収益を分解するべきものがなかったとしても、上記の適用指針に従って適切な検討を行ったことがわかる内容の開示をすることが望ましい。       ・当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報の注記において、履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明する上で、その前提として契約資産及び契約負債の内容を説明することが必要であると考えられる。加えて、履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関係性を説明することで、財務諸表利用者は履行義務の充足の時期とキャッシュ・フローとの関係をより良く理解できることになる。     ・当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報の注記において、履行義務が当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合など一定の条件を満たす場合には残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略できるが、その場合には、その旨（どの条件に該当するか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容）を開示する必要がある。また、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、受注残高の開示を行っていることを理由として、残存履行義務に配分した取引価格の開示を省略することはできないことに留意する。	
セグメント情報等	連結財規及び財規において、セグメント情報等に係る様式が規定されているため、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する。   2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、主な課題として、以下が挙げられている。       ・特定の国の売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上である場合には当該国の売上高（①）、また、特定の国の有形固定資産の残高が連結貸借対照表の有形固定資産の残高の10%以上である場合には当該国の有形固定資産の残高（②）を開示する必要があるが、当該記載が漏れている例があった（例：北米の売上高は開示されているが、アメリカ合衆国の売上高が単独で連結損益計算書の売上高の10%以上であったにもかかわらず、開示されていない）。     ・単一の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上であるが、守秘義務を理由として、当該顧客の社名を開示していない事例がある。	連結財規第15条の2   財規第8条の29   令和4年度金融庁有報レビュー結果   セグメント情報等   会計基準第31項及び第32項   セグメント情報等   適用指針第16項及び第18項
2 財務諸表等		
(1)財務諸表		
貸借対照表	<u>グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、改正法人税等会計基準第11項の定めにかかわらず、固定負債の区分に長期未払法人税等などその内容を示す科目をもって表示する。</u>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第8項
損益計算書	<u>個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を表示した科目の次にその内容を示す科目をもって区分して表示するか、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示し当該金額を注記する。</u>   <u>個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額の重要性が乏しい場合、上記の定めにかかわらず、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示することができる。この場合は当該金額の注記を要しない。</u>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第11項及び第12項

以 上

※本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称

略語	正式名称
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
女性活躍推進法等	女性活躍推進法又は育児・介護休業法
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（令和7年2月25日施行令和7年内閣府令第13号）
記載上の注意	開示府令第三号様式（記載上の注意）
第二号様式記載上の注意	開示府令第二号様式（記載上の注意）
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和7年内閣府令第20号）
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和7年内閣府令第20号）
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（最終改正令和7年2月）
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）（最終改正令和7年3月 金融庁企画市場局）
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（最終改正令和7年3月 金融庁企画市場局）
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（修正日2020年3月31日 企業会計基準委員会）
過年度遡及会計基準	企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（最終改正2025年3月11日 企業会計基準委員会）
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（最終改正2024年9月13日 企業会計基準委員会）
新リース会計基準等	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）
税効果会計基準	税効果会計に係る会計基準（1998年10月30日 企業会計審議会）
セグメント情報等適用指針	企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（修正日2012年5月17日 企業会計基準委員会）
改正税効果適用指針	企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（最終改正2025年3月11日 企業会計基準委員会）
収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（最終改正2024年9月13日 企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準等	改正法人税等会計基準及び改正税効果適用指針
ESOP実務対応報告	実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（最終改正2015年3月26日 企業会計基準委員会）
グループ通算実務対応報告	実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（最終改正2022年10月28日 企業会計基準委員会）
グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い	実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024年3月22日 企業会計基準委員会）
改正金融商品実務指針	改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正2025年3月11日 企業会計基準委員会）
正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い	監査・保証実務委員会実務指針第78号「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」（最終改正2011年3月29日 日本公認会計士協会）
追加情報の注記について	監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」（最終改正2018年2月16日 日本公認会計士協会）
防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについての補足文書	補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（2025年2月20日 企業会計基準委員会）

略語	正式名称
パブコメ（サステナ等）	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（令和5年1月31日）
パブコメ（重要な契約等）	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（令和5年12月22日）
パブコメ（政策保有株式）	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（令和7年1月31日）
開示原則	記述情報の開示に関する原則（平成31年3月19日）
開示原則（別添）	記述情報の開示に関する原則（別添）ーサステナビリティ情報の開示についてー（令和5年1月31日）
金融庁有報レビュー結果	有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等（金融庁）
DWG報告	金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告ー中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けてー（令和4年6月13日）
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『有価証券報告書の作成要領』（2025年3月期提出用）

# サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の解説

公認会計士 よしむら こうへい 吉村 航平

サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）は、2025年3月5日に、以下の3つのサステナビリティ開示基準（以下あわせて「SSBJ基準」という）を公表した¹。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（以下「一般基準」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という）

これらの3つのサステナビリティ開示基準は、SSBJが2024年3月²及び2024年11月³にそれぞれ公表した公開草案（以下あわせて「公開草案」という）に寄せられた意見に基づいて再審議を実施し、公開草案における提案を修正する形で公表されたものである。

本解説記事では、SSBJ基準の概要について、公開草案からの変更点も踏まえて解説する。

## 1. SSBJ基準を開発するにあたっての基本的な方針

SSBJは、SSBJ基準の開発にあたり、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が2023年6月に公表した、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という）及びIFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という）の定めを原則としてすべて取り入れたうえで、相応の理由が認められる場合には、IFRS S1号及びIFRS S2号（以下あわせて「ISSB基準」

という）の要求事項にSSBJ基準独自の取扱いを追加し、ISSB基準の要求事項に代えて当該取扱いを選択することを認めている。この方針は、SSBJ基準とISSB基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなることを意図しており、公開草案の開発にあたっての基本的な方針を踏襲している。

## 2. SSBJ基準の構成

SSBJ基準では、ISSB基準の内容を取り入れる場合であっても、主として基準の読みやすさを優先してISSB基準の定め順番等を入れ替えたり、用語を言い換えている。

また、IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本的な事項を定めた部分と、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（以下「コア・コンテンツ」という）を定めた部分とで構成されている。SSBJ基準では、我が国におけるIFRS S1号に相当する基準を、基本的な事項を定める「適用基準」と、コア・コンテンツを定める「一般基準」とに分けている。

## 3. SSBJ基準の適用対象企業及び適用時期

SSBJ基準は、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業であるプライム上場企業が適用することを想定して開発されている。それと同時に、プライム上場企業以外の企業も適用することができるようになっている。

一方で、SSBJ基準では、その適用対象企業及び適用

¹ [https://www.ssbj-jp.jp/ssbj_standards/2025-0305.html](https://www.ssbj-jp.jp/ssbj_standards/2025-0305.html)

² SSBJは、2024年3月29日に、以下の3つの公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という）を公表した。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

³ SSBJは、2024年11月29日に、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第2号及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第3号「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（以下「2024年11月公開草案」という）を公表した。

時期を定めていない。有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用対象企業及び適用時期等については、執筆日時点において、金融庁が金融審議会に設置した「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」での検討が継続しており、今後金融庁が法令において定めることが想定されている。

## 4. 適用基準の概要

適用基準は、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合において、基本となる事項を示している。適用基準は以下の構成となっている。

項目	項	主な内容
目的	1	SSBJ基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を作成及び報告する場合における基本となる事項を示す
範囲	2-3	SSBJ基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり適用する 関連する財務諸表がどの会計基準に準拠して作成されているにかかわらず適用する
用語の定義	4	
報告企業	5-6	サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業 ⁴ に関するものである
関連する財務諸表	7-8	関連する財務諸表を特定できるようにする サステナビリティ関連財務開示と同じ文書において関連する財務諸表が報告されていない場合、以下の事項を開示する      ● 関連する財務諸表の入手方法     ● 関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準の名称
数値の表示に用いる単位	9-10	報告する数値の表示に用いる単位（CO ₂ 相当のメートル・トン（mt(e)）、グラム(g)、ジュール(J)等）を開示する
法令との関係	11-12	法令により開示が禁止されている場合、重要性がある ⁵ 情報であっても開示する必要はない
商業上の機密情報	13-16	以下のすべての要件を満たし、商業上の機密であると企業が判断した場合は、サステナビリティ関連の機会に関する情報を開示しないことができる      ● 当該情報が、一般に利用可能となっていない     ● 当該情報を開示することにより、機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得る     ● 機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示に関する定め目的を満たすことができるように（例えば、集約して）当該情報を開示することができないと企業が判断している
有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性	17-19 別紙A	基本的な質的特性：関連性、忠実な表現（完全で、中立的で、正確な描写） 補強的な質的特性：比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性
適正な表示	20-27	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する SSBJ基準の具体的な定めをすべて適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示する
集約及び分解	28	すべての事実及び状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約及び分解するかを決定する

4 適用基準の結論の背景BC32項において、「報告企業は、連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表に含まれる企業集団を意味しており、連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は個別財務諸表を作成する企業を意味している」と説明されている。

5 適用基準第4項(7)において、「サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること」と定義されている。

項目		項	主な内容
つながりのある情報		29-31	以下のつながりを理解できるように情報を開示する       ●情報が関連する項目の間（例：さまざまなリスク及び機会の間）のつながり     ●サステナビリティ関連財務開示内の開示の間（例：コア・コンテンツに関する開示の間）のつながり     ●サステナビリティ関連財務開示と、その他の一般目的財務報告書の情報（例：関連する財務諸表）とのつながり       サステナビリティ関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定は、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準を考慮したうえで、可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合させる
合理的で裏付け可能な情報		32-33	SSBJ基準において、合理的で裏付け可能な情報（報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報）を用いることを求めている場合、その定めに従う
サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示		34-61	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、以下のことを行う       ●企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別     ●バリュー・チェーンの範囲の決定     ●識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別
情報の記載場所		62-66	関連する財務諸表とあわせて開示する   以下の要件をすべて満たす場合は、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に情報を含めることができる       ●法令が、相互参照により開示を行うことを禁止していない     ●相互参照により含まれる情報がサステナビリティ関連財務開示の一部となり、サステナビリティ開示基準の定めに従っている     ●相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で利用可能であり、サステナビリティ関連財務開示が利用可能となる時点で利用可能となっている     ●サステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない
報告のタイミング	同時の報告	67	関連する財務諸表と同時に報告する
	報告期間	68	関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とする
	12か月よりも長い報告期間	69	報告期間の末日を変更して、12か月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、関連する一定の開示を行う
	公表承認日	70	公表承認日と、承認した機関又は個人の名称を開示する
	後発事象	71-72	報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新規の情報に照らして、当該状況に関連する開示を更新する（いわゆる修正後発事象）   報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、当該情報を開示する（いわゆる開示後発事象）
比較情報	比較情報の開示	73	当報告期間に開示されるすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示する   当報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示する
	比較情報の更新	74-77	前報告期間に開示された見積りの数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入手し、当該情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、以下の事項を開示する（ただし、実務上不可能である場合や、見積りの数値が将来予測的なものである場合を除く）       ●新規の情報を反映して更新された比較対象の数値     ●前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異     ●比較対象の数値を更新した理由

項目		項	主な内容
準拠表明		78-80	法令の定めに基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合、当該法令の名称を開示するSSBJ基準のすべての定めに基づいて準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示がSSBJ基準に準拠していると記述してはならない
判断		81-82	サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報を開示する
測定の不確実性		83-85	サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報を開示する
誤謬		86-90	重要性がある過去の報告期間の誤謬について、開示された過去の報告期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正する (ただし、法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬の解消ができない場合に該当するときは、修正再表示を行わず、当該法令に基づく取扱いに従う)
適用時期等	適用時期	91-92	強制適用時期は定められていないが、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる
	経過措置	93-96	適用初年度における経過措置     - 比較情報の開示は要求されない    - 気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができる

## (1) 合理的で裏付け可能な情報

「合理的で裏付け可能な情報」を用いるという考え方は、ISSB基準において採用された考え方である。ここで、適用基準の結論の背景においては、何が「合理的で裏付け可能な情報」であるかを判断するにあたり、以下のことを行うことが考えられると説明されている（適用基準BC65項）。

- 合理的に利用可能なすべての情報（企業が既に有している情報を含む。）を考慮しなければならない。また、既知の情報を無視することは禁じられる。
- 情報を使用するための適切な基礎を有し、情報が裏付け可能となるように、サステナビリティ開示基準の定

めを満たさなければならない。

- 報告期間の末日において利用可能な情報（過去の情報、現在の情報又は将来予測的な情報（将来の状況の予想を含む。）など）を考慮しなければならない。
- 情報の網羅的な探索を実施することは求められない（情報は過大なコストや労力をかけずに利用可能であるべきである。）。

SSBJ基準においては、高度な判断を要し、測定の不確実性を伴うなどの特定の項目に関して、ISSB基準と同様に、「合理的で裏付け可能な情報」に関する定めを設けている。具体的には以下のとおりであることが、それぞれの基準の結論の背景で説明されている。

適用基準	- サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別    - バリュー・チェーンの範囲の決定
一般基準	サステナビリティ関連のリスク及び機会の予想される財務的影響
気候基準	- 気候関連のリスク及び機会の識別    - 気候関連のリスク及び機会の予想される財務的影響    - 気候関連のシナリオ分析    - スコープ3温室効果ガス排出の測定    - バリュー・チェーンの範囲の決定    - 気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等の開示の作成

## (2) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示

適用基準において、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに重要性がある情報を識別するにあたっては、以下のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することが要求又は容認されている。いずれも

ISSB基準において参照し、その適用可能性を考慮することが要求又は容認されているガイダンスの情報源の内容と整合的な定めとするとともに、適用基準においては、ISSB基準及び付属するガイダンスが追加されている。

参照し、その適用可能性を考慮しなければならないもの（適用基準第41項及び第52項、気候基準第17項及び第86項）	● SASBスタンダード⁶（2023年12月最終改訂）     ● ISSBが公表する「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」（2023年6月公表）（気候関連のリスク及び機会並びに開示について）
参照し、その適用可能性を考慮することができるもの（適用基準第43項、第54項及び第55項）	● ISSB基準及び付属するガイダンス     ● IFRS財団が公表する「CDSBフレームワーク適用ガイダンス⁷」     ● 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体（ISSBを含む）による直近の公表文書     ● 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに開示された情報（指標を含む）       また、以下のガイダンスの情報源は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別する場合にのみ、主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用であり、また、SSBJ基準と矛盾しない範囲で、参照し、その適用可能性を考慮することができる（すなわち、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する段階においては、参照し、その適用可能性を考慮することはできない）。       ● グローバル・レポーティング・スタンダード・ボード（GSSB）が公表する「GRIスタンダード」     ● 欧州連合（EU）の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に定められる「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）

### ① 参照すべきSASBスタンダード

適用基準において、参照し、その適用可能性を考慮することが要求されるSASBスタンダードについては、2023年12月に最終改訂されたものであることが明確になっている。このような定めはIFRS S1号には設けられていない。

IFRS財団によりSASBスタンダードが改訂された場合、SSBJ基準を適用するにあたり、自動的に改訂後のSASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されない。SSBJにおいて改訂後のSASBスタンダードの内容を検討し、適正手続を経て適用基準を改正してから、改訂後のSASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されることになる。

### ② GRIスタンダード及びESRSの取扱い

GRIスタンダード及びESRSは、一般目的財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすことを意図しているため、これらの基準に従って提供される開示が、必ずしも一般目的財務報告書の主要な利用者に有用な情報を提供するとは限らない。このため、GRIスタンダード又はESRSを用いて識別された情報が、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用であり、また、SSBJ基準と矛盾しない範囲で、GRIスタンダード又はESRSを参照し、その適用可能性を考慮することができる。

### (3) 報告期間

適用基準においては、IFRS S1号と整合的に、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならないとされている。これに加え、適用基準では、以下のような追加的な定めが設けられている。

#### ① 子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合

我が国の会計基準に基づき連結財務諸表を作成する場合、連結財務諸表に含まれる親会社の財務情報の報告期間（例えば4月から翌年3月）と、子会社等の財務情報の報告期間（例えば1月から12月）が異なることがある。適用基準の結論の背景において、このような場合には、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、子会社等の財務情報の報告期間と同じ期間（前述の例の場合は1月から12月）を対象とすることになると考えられる、と説明されている（適用基準BC131項）。

## 5. 一般基準の概要

一般基準は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている。一般基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（コア・コンテンツ）について、

⁶ IFRS財団が2022年8月に統合した旧価値報告財団のサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が開発した、77の産業別のサステナビリティ開示基準を示している。

⁷ IFRS財団が公表する「水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」を示している。

IFRS S1号のコア・コンテンツを定めた部分の内容を取り入れている。

項目		項	主な内容	
目的		1-2	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定める	
範囲		3-4	SSB]基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり適用する 他のSSB]基準が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について具体的に定めている場合、これに従う	
用語の定義		5-6		
コア・コンテンツの開示	4つの構成要素		7	ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する情報を開示する
	ガバナンス		8-10	サステナビリティ関連のリスク及び機会のモニタリング・管理・監督のために用いるガバナンスのプロセス・統制・手続を理解できる情報 ●サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報 ●サステナビリティ関連のリスク及び機会のモニタリング・管理・監督のために用いるガバナンスのプロセス・統制・手続における経営者の役割に関する情報
	戦略		11-27	サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略を理解できる情報 ●企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会 ●当該リスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響 ●当該リスク及び機会の財務的影響 ➢ 当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（現在の財務的影響） ➢ 短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響（予想される財務的影響） ●当該リスク及び機会が企業の戦略・意思決定に与える影響 ●サステナビリティ関連のリスクに関連する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス（定性的評価に加え、該当ある場合は定量的評価）
	リスク管理		28-29	●サステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報 ●サステナビリティ関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報 ●上記のプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報
	指標及び目標	指標	30-38	サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関する以下の指標（主な産業別の指標を含む） ●適用されるSSB]基準が要求している指標 ●以下のものを測定及びモニタリングするために用いている指標 ➢ サステナビリティ関連のリスク又は機会 ➢ サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス
		目標	39	該当ある場合、以下の目標に関する情報 ●戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標 ●企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標
適用時期等		適用時期	40-41	強制適用時期は定められていないが、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる
		経過措置	42-43	適用初年度における経過措置 ●比較情報の開示は要求されない ●気候関連のリスク及び機会のみにについての情報を開示することができる

## 6. 気候基準の概要

気候基準は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企

業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている。

項目		項	主な内容
目的		1-2	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定める
範囲		3	企業がさらされている気候関連のリスク（気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクを含む。）及び企業が利用可能な気候関連の機会に適用する
用語の定義		4-8	
コア・コンテンツの開示	ガバナンス	9-12	気候関連のリスク及び機会のモニタリング・管理・監督のために用いるガバナンスのプロセス・統制・手続を理解できる情報      ● 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報     ● 気候関連のリスク及び機会のモニタリング・管理・監督のために用いるガバナンスのプロセス・統制・手続における経営者の役割に関する情報
	戦略	13-39	気候関連のリスク及び機会を管理する戦略を理解できる情報      ● 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会     ● 当該リスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響     ● 当該リスク及び機会の財務的影響      ➢ 当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（現在の財務的影響）     ➢ 短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響（予想される財務的影響）           ● 当該リスク及び機会が企業の戦略・意思決定に与える影響     ● 気候関連のリスク及び機会を考慮した企業の戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンス
	リスク管理	40-42	● 気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報     ● 気候関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報     ● 上記のプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報
	指標及び目標	43-91	気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスに関する情報      ● 産業横断的指標等に関連する情報      ➢ 温室効果ガス⁸排出     ➢ 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動     ➢ 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動     ➢ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動     ➢ 資本投下     ➢ 内部炭素価格     ➢ 報酬           ● 産業別の指標

⁸ 気候基準第4項(6)において、「京都議定書に記載されている7種類の温室効果ガス、すなわち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、三フッ化窒素（NF₃）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）をいう」とされている。

項目			項	主な内容
		目標	92-99	該当する場合、以下の目標（温室効果ガス排出目標を含む）に関する情報       ● 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した気候関連の目標     ● 企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている気候関連の目標       温室効果ガス排出目標を開示する場合、以下の事項を開示する       ● 7種類の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの     ● スコープ1温室効果ガス排出、スコープ2温室効果ガス排出及びスコープ3温室効果ガス排出のうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの     ● 温室効果ガス排出目標は、総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものか     ● 温室効果ガス排出目標がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか     ● 温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明
適用時期等	適用時期		100-101	強制適用時期は定められていないが、公表日以後終了する年次報告期間に係る気候関連開示から適用することができる
	経過措置		102-105	適用初年度における経過措置       ● 比較情報の開示は要求されない     ● 温室効果ガス排出の測定に、以下の方法以外の測定方法を継続して用いることができる      ➢ GHGプロトコル（2004年）     ➢ 法域の当局又は企業が上場する取引所が要求している方法           ● スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の開示は要求されない

## (1) 気候レジリエンス

気候基準における気候レジリエンスに関する定めは、IFRS S2号と整合的なものとなっている。

### ① 気候レジリエンスの評価の実施時期とシナリオ分析の実施時期

気候レジリエンスの評価は、気候関連のシナリオ分析に基づき、報告期間ごとに実施することが要求される。ただし、この気候関連のシナリオ分析は、必ずしも報告期間ごとに実施することは要求されない（気候基準第30項）。

### ② 気候関連のシナリオ分析の実施

気候関連のシナリオ分析を実施するにあたっては、企業の状況に見合った気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを用いることが要求されている。この企業の状況を評価するにあたり、以下の事項を考慮することが要求されている（気候基準第36項）。

- 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー
- 気候関連のシナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力及び資源

気候基準別紙Aでは、気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチに関して、追加的な定めが示されている。例えば以下のような場合は、企業の状況に照らして、定量的なアプローチや技術的に洗練されたアプロ

チが要求される可能性は低くなると考えられる、と説明されている。

- 企業がさらされている気候関連のリスク又は機会がほとんどないか、深刻度が低い場合（気候基準A6項）
- 気候関連のシナリオ分析の使用を探究し始めたばかりの場合（気候基準A8項）

## (2) 温室効果ガス排出（産業横断的指標等）

産業横断的指標等の1つとして、当報告期間中に生成した温室効果ガス排出の絶対総量について、スコープ1、スコープ2及びスコープ3温室効果ガス排出の3つに区分して開示することが要求されている（気候基準第47項）。温室効果ガス排出量は、CO₂相当のメートル・トンにより表示しなければならないが、絶対総量が大きい場合は、キロ・トン、メガ・トン又はギガ・トンの単位を用いて表示することもできる（気候基準第48項）。

### ① 温室効果ガス排出の測定方法

温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル（2004年）」という）に従って測定することが要求されている。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることが容認されている（気候基準第49項）。

気候基準の結論の背景においては、我が国の「地球温

暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という）に基づく温室効果ガス排出量の報告は、「法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合」に該当すると考えられる、とされている（気候基準BC125項）。

## ② スコープ2温室効果ガス排出

スコープ2温室効果ガス排出⁹を測定するにあたっては、以下の2つの方法が考えられる。

- ロケーション基準：地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法
- マーケット基準：電気等の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法

気候基準では、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならないと定められている（気候基準第53項）。またこれに加えて、主要な利用者の理解に情報をもたすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、以下のいずれかの事項を開示することが要求されている（気候基準第54項）。

- 当該契約証書に関する情報（IFRS S2号における要求事項と同じ）
- マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量（SSB基準独自の取扱い）

## ③ スコープ3温室効果ガス排出

スコープ3温室効果ガス排出¹⁰については、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記述されているスコープ3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することが要求されている（気候基準第55項）。

## ④ ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報

報告企業が、資産運用、商業銀行又は保険に関する活動のうち1つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することが要求されている（気候基準第57項）。この「ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報」の内容は、それぞれの活動について、気候基準別紙Cに定められている。

ただし、このような活動を業として営むことについて企業が活動する法域の法令により規制を受けていない場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示は要求されない（気候基準第58項）。

## ⑤ 温室効果ガス排出の測定アプローチ

GHGプロトコル（2004年）に従って温室効果ガス排出を測定するにあたり、報告企業として報告する温室効果ガス排出を集計する範囲を決定する方法について、以下の測定アプローチのうちの1つを選択することが要求されている（気候基準第60項）。

- 持分割合アプローチ：子会社等の投資先の温室効果ガス排出量のうち、持分割合相当を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ
- 経営支配力アプローチ：子会社等の投資先の意思決定機関に対する支配力を通じて、当該投資先の経営方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、当該投資先の温室効果ガス排出量の100%を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ
- 財務支配力アプローチ：子会社等の投資先の活動から経済的利益を得る目的で、契約等により当該投資先の財務方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、経済的実質を反映する割合において当該投資先の温室効果ガス排出量を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ

そのうえで、以下の事項を開示することが要求されている（気候基準第61項）。

- 選択した測定アプローチ（持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのいずれか）
  - 当該測定アプローチを選択した理由
  - 選択した当該測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているか
  - 当報告期間において測定アプローチを変更した場合、その変更の内容及び変更の理由
- 一方、GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を用いて温室効果ガス排出を測定する場合には、以下の事項を開示することが要求されている（気候基準第62項）。
- GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を要求している法域の法令の名称又は企業が上場する取引所及び当該取引所の規則の名称
  - GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を選択した理由
  - 適用した測定アプローチ
  - 当該測定アプローチを適用した理由
  - 適用した当該測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているか

⁹ 気候基準第6項(5)において、「報告企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出」と定義されている。

¹⁰ 気候基準第6項(6)において、「報告企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（スコープ2温室効果ガス排出に含まれないもの）」と定義されている。

- 当報告期間において測定アプローチを変更した場合、その変更の内容及び変更の理由

#### ⑥ 異なる算定期間の情報の使用（バリュー・チェーン）

温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合がある。このような場合で、以下のすべての要件を満たすときは、当該情報を使用することができる（気候基準第64項）。

- 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。
- バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の長さが、報告企業の報告期間の長さと同じである。
- バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算

定期間の末日と、報告企業の一般目的財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合、その影響を開示する。

#### (4) 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する開示（産業横断的指標等）

気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会については、それぞれ、少なくとも以下のA又はBのいずれかの事項を開示することが要求されている（気候基準第79項から第81項）。いずれもAはIFRS S2号における要求事項と同じ定めである一方、BはIFRS S2号と全く同じ定めではないものの、気候基準で追加的に設けられている選択肢であり、その開示目的を満たす情報の開示を促進することを目的とした定めとなっている。

気候関連の移行リスク	A) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ B) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報
気候関連の物理的リスク	A) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ B) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報
気候関連の機会	A) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ B) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報

#### (5) 報酬（産業横断的指標等）

報酬に関する開示については、IFRS S2号と整合的に、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、以下の事項に関する情報の開示が要求されている（気候基準第84項）。

- 気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法
- 当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合

しかし、役員報酬の評価項目は、必ずしも気候関連の評価項目とそれ以外の評価項目とに区分して識別できるとは限らないと考えられる。そのため、気候基準では、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており（例えば、役員報酬の評価項目が、気候関連以外の生

物多様性や人的資本といった項目とあわせてサステナビリティ関連全般となっている場合）、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について、上記の事項を開示することができる定めが設けられている（気候基準第85項）。

## 7. 公開草案からの主な変更点

SSBJは、公開草案に寄せられた意見に基づいて再審議を行い、公開草案における一部の定めを変更してSSBJ基準を公表した。変更された内容のうち、特に要求事項や容認の定めに関するものは、主に以下の表のとおりである。

基準	項番号		主な変更内容の要約
	公開草案	確定基準	
適用	BC80	BC81	ガイダンスの情報源の適用可能性の考慮に関する文書化の定めの削除
	70-71	68	法令により報告が要請される指標について、一定の要件のもとで、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる算定期間を用いることを容認する定めの削除
一般	26	—	「レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施しなければならない」とする定めの削除
気候	BC50	BC48	ガイダンスの情報源の適用可能性の考慮に関する文書化の定めの削除（適用基準と同様）
	49	47	スコープ1・スコープ2・スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示要求の削除
	53	—	温対法に基づく報告において、「公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならない」とする定めの削除
	54	—	温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が1年を超える場合の、追加の開示要求の定めの削除
	61	58・59	ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される活動（資産運用・商業銀行・保険）の定義（気候基準第59項(1)～(3)）を、SSBJ基準独自の取扱いとして選択可能な選択肢に変更
	85・86	—	複数の内部炭素価格を用いている場合や、複数の目的で内部炭素価格を用いている場合の取扱いの削除
	—	C7	ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを世界産業分類基準（GICS）の6桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解した情報について、当面の間（気候基準を改正するまでの間）開示しないことができる取扱いの追加

また、これらの変更に加え、SSBJ基準の定めの趣旨を明確化することやISSB基準との整合性をより高めることを目的とした変更も行われている。以下では、それぞれの変更の内容について概説する。

## （1）適用基準における主な変更内容

### ① ガイダンスの情報源の適用可能性の考慮に関する文書化の定め

公開草案においては、どのような場合にガイダンスの情報源（SASBスタンダード等）の適用可能性の考慮に関する要求事項を満たしたことになるのかを明確化するために、企業が行った検討の過程を文書化することが考えられるとする定めが提案されていた。

この提案に対して、文書化はサステナビリティ開示基準で要求する内容として適当でないこと、文書化を要求する定めが公開草案の他の箇所にはないためバランスを欠いていること等の意見が寄せられたため、当該文書化の定めは削除された。

なお、気候基準においても同様に、適用可能性の考慮に関する文書化の定めは削除された。

### ② 法令により報告が要請される指標の取扱い

2024年3月公開草案においては、法令の要請により報告が要求される指標について、当該指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合、一定の要件を満たすときは、当該指標の

報告のための算定期間を用いて当該指標について報告することができるとする定めが提案されていた。

この提案に対して、主に利用者にとっての情報の有用性の観点から、指標の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との間に差異が生じることを懸念する意見が寄せられた。これらの意見を踏まえ、SSBJは2024年11月公開草案を公表し、適用基準案における上記の提案を削除することを再提案した。SSBJは2024年11月公開草案に寄せられた意見も検討した結果、確定基準においては、2024年11月公開草案における再提案通り、上記の定めは削除された（適用基準第68項）。

なお、適用基準の結論の背景においては、この変更に伴い、法令の要請により報告が要求される指標の算定期間についても、サステナビリティ関連財務開示の報告期間を対象とすることになる、と説明されている（適用基準BC134項）。

## （2）一般基準における主な変更内容

### ① レジリエンスの評価

公開草案においては、レジリエンス（サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力）の評価を報告期間ごとに実施することを要求する定めが提案されていた。

この提案はISSB基準にはない定めであることを踏まえ、国際的な企業間比較の観点や、ISSB基準とSSBJ基準の両方に対応することの実務的な負担の回避の観点か

ら、ISSB基準との間で差異を設けるべきではないとの意見が寄せられたため、当該定めは削除された。

なお、気候基準における気候レジリエンスの評価（気候基準第30項）については、公開草案における提案から変更なく、報告期間ごとに実施することが要求されている点は留意されたい。

### (3) 気候基準における主な変更点

#### ① スcope1、Scope2及びScope3温室効果ガス排出の絶対総量の合計値

公開草案においては、温室効果ガス排出の開示について、Scope1、Scope2及びScope3温室効果ガス排出のそれぞれの絶対総量とともに、これらの合計値を開示することを要求する定めが提案されていた。

この提案はISSB基準にはない定めであることを踏まえ、ISSB基準との整合性の観点等から、当該定めを削除すべきとの意見が寄せられた。また、Scope1、Scope2及びScope3温室効果ガス排出の絶対総量の合計値は、情報利用者が自ら算定可能であることも踏まえ、当該合計値の開示を要求する定めは削除された。

#### ② 温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告

2024年3月公開草案においては、企業が温対法に基づいて測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならないとする定めが提案されていた。また、この定めに基づき、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が1年を超える場合、追加的な情報の開示を要求することが提案されていた。

この提案に対して、前述の適用基準案における、法令により報告が要請される指標の取扱いの提案に対して寄せられた意見と同様、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との間に差異が生じることを懸念する意見が寄せられた。これらの意見を踏まえ、SSBJは2024年11月公開草案を公表し、気候基準案における上記の提案を削除することを再提案した。SSBJは2024年11月公開草案に寄せられた意見も検討した結果、確定基準においては、2024年11月公開草案における再提案通り、上記の定めは削除された。

なお、気候基準の結論の背景においては、前述の適用基準第68項の定めに従い、温室効果ガス排出量等の指標の報告のための算定期間についても、サステナビリティ関連財務開示の報告期間を対象とすることになる、と説明されている（気候基準BC126項）。

#### ③ ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される活動の定義

気候基準においては、企業が資産運用、商業銀行又は

保険に関する活動を行っている場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求されている（気候基準第57項）。これらの3つの活動について、公開草案においては、それぞれの定義を定めることが提案されていた。公開草案における定義は「産業別ガイダンス」の「産業の説明」を参考にしたものであり、ISSB基準にはない定めであった。

この提案について、ISSB基準との整合性の観点から、これらの活動の定義は削除された。そのうえで、これらの活動の定義の内容について、SSBJ基準独自の選択肢として、報告企業が資産運用、商業銀行又は保険に関する活動を行っているかどうかを判断するにあたり、用いることができる定義として改めて追加された（気候基準第59項）。

#### ④ 複数の内部炭素価格を用いている場合や、複数の目的で内部炭素価格を用いている場合の取扱い

気候基準においては、公開草案における提案どおり、内部炭素価格に関する開示については、IFRS S2号と整合的に、内部炭素価格を意思決定に用いている場合、以下の事項に関する情報の開示が要求されている（気候基準第83項）。

- 内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）
- 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す）

これに加え、公開草案においては、内部炭素価格の開示に関して、以下の2つの定めが提案されていた。これらはいずれも、ISSB基準にはない定めである。

- (ア) 同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合、これらの内部炭素価格を範囲（最小値と最大値）で示すことができる
- (イ) 複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合、それぞれの目的について内部炭素価格に関する情報を開示しなければならない

上記（ア）の提案については、最小値と最大値で示されることで誤解を招く可能性があるとの意見が寄せられた。また、上記（ア）（イ）の提案とも、ISSB基準との整合性の観点から追加すべきでないとの意見が寄せられた。このため、これらの2つの定めは削除された。

#### ⑤ ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解した情報について、当面の間開示しないことができる取扱い

公開草案においては、報告企業が商業銀行又は保険に関する活動を行っている場合、ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーについて、報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」（GICS）の6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解して開示することを要求する定めが提案されていた。

この定めはIFRS S2号の要求事項を取り入れたものであり、気候基準においてもそのまま修正されずに設けられている（気候基準C5項及びC6項）。ただし、当該要求事項はISSBにおいて部分的な改訂が検討されていることも踏まえ¹¹、ファイナンス・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解した情報については、当面の間開示しないことができる取扱いが追加された（気候基準C7項）。なお、「当面の間」については、IFRS S2号の改訂が行われ、当該改訂の内容を踏まえSSBJが本基準を改正するまでの間の暫定的な取扱いとなることを想定している、と説明されている（気候基準BC166項）。

#### (4) 趣旨の明確化のための修正

公開草案に寄せられた意見の中には、公開草案の内容がわかりづらいという意見や、公開草案の定め趣旨が明確でないという意見も寄せられた。これらの意見を踏まえ定めの内容を明確化するための修正が行われた。例えば、以下のような点が明確化された。

##### 適用基準

- ISSB基準及び付属ガイダンスが「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイダンスの情報源であること（適用基準第43項及び第54項）
- ガイダンスの情報源に関する定めにおいて、適用基準案において「サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるSSBJ基準が存在しない場合」と表現されていた箇所は、「サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される定めがSSBJ基準に存在しない場合」であること（適用基準第50項及び第51項）
- 法令の定めに基づきSSBJ基準の適用時期を早める（早期適用する）場合は、「任意でSSBJ基準に従った開示を行う場合」には該当しないこと（適用基準BC28項）
- 法令の定めに基づきSSBJ基準を適用する場合、それ以前に任意でSSBJ基準に従った開示を行っていたかどうかにかかわらず、当該法令に基づきSSBJ基準を適用する最初の年次報告期間が「法令の定めに基づきSSBJ基準を適用する最初の年次報告期間」となること（適用基準BC171項）
- 法令の定めに基づきSSBJ基準の適用時期を早める（早期適用する）場合、当該早期適用の最初の年次報告期間が「法令の定めに基づきSSBJ基準を適用する最初の年次報告期間」となること（適用基準BC172項）

##### 一般基準

- レジリエンスの評価は、すべてのサステナビリティ関連のリスクに対して行うことを想定しているわけではないこと（一般基準BC51項）

##### 気候基準

- SSBJ基準の公表時点において、「パリ協定」は、「気候変動に関する最新の国際協定」に該当すること（気候基準BC33項）
- 温室効果ガス排出の測定にあたっては、気候基準の定め反しない範囲においてのみ、GHGプロトコル（2004年）における定めを適用しなければならないことを意図していること（気候基準BC123項）
- スコープ2温室効果ガス排出については、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報又はマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量のいずれかを開示することが要求されること（気候基準第54項）
- 「主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報」として開示する情報は、企業が置かれた状況に即して企業が判断するものであること（気候基準BC144項）
- 報告企業として報告する温室効果ガスを集計する範囲を決定する方法として、持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのうち1つを選択するのは、温室効果ガス排出をGHGプロトコル（2004年）を用いて測定する場合の定めであること（気候基準第60項及び第61項）
- 気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等の開示の定めにおいて、「規模に関する情報」には定性的情報も含まれると考えられること（気候基準BC186項）

#### (5) ISSB基準との整合性を高めるための修正

SSBJ基準の開発にあたっての基本的な方針に基づき、SSBJ基準は国際的な整合性を確保することが意図されている。この観点から、ISSB基準の内容を追加で取り入れたり、ISSB基準の内容との整合性を高めたりすることを意図する修正が行われた。例えば、以下のような点が修正された。

- IFRS S1号B43項及びB44項における、つながりのある情報の説明及び例示の取入れ（適用基準BC55項及びBC56項）
- 「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」の定めと「バリュー・チェーンの範囲の決定」の定め記載順の入替え（適用基準第35項）
- IFRS S1号B4項及びB5項における「資源及び関係」・「依存関係及びインパクト」に関する説明の取入れ（適用基準BC72項及びBC73項）
- 相互参照により情報をサステナビリティ関連財務開示に含めることができる要件を、IFRS S1号B46項の表現と整合するように修正（適用基準第64項）
- IFRS S2号B58項における、ファイナンス・エミッ

¹¹ 執筆日現在、ISSBは、企業がGICSを現在用いていない場合に、GICS以外の代替的な産業分類システムを用いることを容認することを意図して、IFRS S2号の部分的な改訂を行う公開草案を2025年第2四半期に公表する予定である。これに伴うSSBJ基準の改正の要否及び改正時期は、SSBJが改めて検討する予定である。

ションの開示が求められる背景の説明の取入れ（気候基準BC150項）

- 気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等の開示の定めにおいて、「金額及びパーセンテージ」の表現を「数値及びパーセンテージ」に変更（気候基準第79項から第81項）
- 資本投下に関する産業横断的指標等の開示の定めにおいて、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額」の表現を「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値」に変更（気候基準第82項）

## 8. ISSB基準とSSBJ基準の差異等

SSBJ基準の公表とあわせて、SSBJ事務局から「SSBJ基準とISSB基準の差異の一覧」が公表されており、が公表されており、ISSB基準とSSBJ基準との差異等が説明されている。この差異の一覧においては、以下の項目について、ISSB基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる選択肢として追加した旨が説明されている。

- スコープ2温室効果ガス排出の開示において、契約証書に関する情報の開示に代えて選択することができる選択肢として、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を追加（気候基準第54項）
- ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される3つの活動（資産運用、商業銀行、

保険）を行う場合であっても、業として営むことについて規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる取扱いを追加（気候基準第58項）

- 商業銀行及び保険に関する活動に関連する、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示（気候基準C5項及びC6項）において、最新の「世界産業分類基準」（GICS）の6桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報を、当面の間開示しないことができる経過措置を追加（気候基準C7項）
- 気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等の開示において、「資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ」の開示に代えて選択することができる選択肢として、「資産又は事業活動の規模に関する情報」を追加（気候基準第79項から第81項）
- 報酬に関する産業横断的指標等の開示（気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法、当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合）において、気候関連の評価項目が他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について開示することができる選択肢を追加（気候基準第85項）

以上

# 金融庁：「記述情報の開示の好事例集2024（最終版）」の公表（重要な契約等、MD&A、中堅中小上場企業の開示例）

『会計情報』編集部

2025年3月24日に、金融庁より「記述情報の開示の好事例集2024（最終版）」が公表された。

金融庁では、開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」（以下「勉強会」）を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」（以下「好事例集」）を公表、更新してきた。

2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設された。

金融庁では、本改正を踏まえ、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、

投資家・アナリスト・有識者及び企業関係者による勉強会を開催している。

今般、第5回勉強会（テーマ：重要な契約等、経営方針等、MD&Aに関する開示）及び第6回勉強会（テーマ：中堅中小上場企業の開示例）での議論の内容を踏まえて、「記述情報の開示の好事例集2024」の最終版が取りまとめられ、公表された。

詳細については金融庁のウェブページを参照いただきたい。

「記述情報の開示の好事例集2024」の最終版公表：金融庁

以 上

# 金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等（3月24日）

『会計情報』編集部

金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見募集を行い、2025年3月24日に結果を公表した。

## 1. 改正の概要

### ① 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」等

企業会計基準委員会（ASBJ）が、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表したことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について所要の改正が行われた。

### ② 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正

企業会計基準委員会が2024年9月13日までに公表した会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項及び財務諸表等

規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とする。

#### ● 2024年9月13日公表

- 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」
- 企業会計基準第35号「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正
- 企業会計基準第36号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その2）

## 2. 公布・施行日

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令等は、2025年3月24日付で公布・施行される。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について：金融庁

以 上

# 金融庁：株主総会前の適切な情報提供について

『会計情報』編集部

2025年3月28日に、加藤金融担当大臣より、全上場会社に対し、株主総会前の適切な情報提供に関する要請が行われた。

なお、同日に、有価証券報告書の定時株主総会前の開示に関する情報が[【こちら】](#)のウェブページで紹介されている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

以 上

[株主総会前の適切な情報提供について：金融庁](#)

# 金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等（3月31日）

『会計情報』編集部

金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見募集を行い、2025年3月31日に結果を公表した。

## 1. 改正の概要

2025年3月11日に企業会計基準委員会（ASBJ）において、改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」を公表したことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について所要の改正を行うものとされている。

## 2. 公布・施行日

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等は、2025年3月31日付で公布・施行されている。

① 改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法

に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、2025年4月1日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

② その他所要の経過規定を設けている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について：金融庁

以 上

# 金融庁：有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）

『会計情報』編集部

金融庁は、2025年4月1日に、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）」を公表した。

## 1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）について

### (1) 令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等

令和6年度の有価証券報告書レビューでは、主に以下の審査が実施された。

- 令和5年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（以下「改正開示府令」という）（主にサステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関する開示についての改正）及び関連する開示項目（法令改正関係審査）
- サステナビリティに関する企業の取組の開示（重点テーマ審査）  
その結果、識別された主な課題は以下の通りとされている（当年度において新たに識別された課題については、下線が付されている）。

- サステナビリティに関する考え方及び取組
  - サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である。
  - サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の記載がない又は不明瞭である。

- 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である。
- サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である。
- 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない。
- 人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である。
- コーポレート・ガバナンスの状況等
  - 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない。
  - 内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない。
  - 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的（保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む）が具体的に記載されていない。
  - 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない。
  - 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある。

これらの課題の詳細を含む、令和6年度の有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等の詳細（【別紙1】、【別紙1-2】、

【別紙1－3】）が公表されている。

## (2) 識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集

今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、有価証券報告書レビューで識別された課題への対応にあたって参考となる開示例が【別紙2】として取りまとめられており、活用することが推奨されている。

## 2. 有価証券報告書レビューの実施について

令和7年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、主に、以下の内容で実施される（【別紙3】参照）。

### (1) 法令改正等関係審査（すべての有価証券報告書提出会社が調査票に回答して、所管の財務局等に提出）

- 令和6年4月に施行された重要な契約等の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
- 令和7年1月に施行された政策保有株式等の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び関連する開示項目（「株式の保有状況」における政策保有株式の保有目的等に関する開示）

➤令和6年4月に施行された内部統制報告書等に関する「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

また、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に関する調査が併せて実施される。

### (2) 重点テーマ審査

- サステナビリティに関する企業の取組の開示
- コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）

また、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に関する法令改正等関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査が実施される。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）

以 上

# 法務省：「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

『会計情報』編集部

法務省は、「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行い、2025年3月31日に結果を公表した。

## 1. 改正の趣旨

本省令は、企業会計基準委員会（ASBJ）による企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表等を受けて、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について、所要の改正を行うものとされている。

## 2. 改正の概要

- ① 会社計算規則第2条の定義規定につき所要の修正を行うとともに、その他の規定につき、これに伴う修正を行う。
- ② リースに関する注記につき注記すべき事項を定める。
- ③ その他所要の整備を行う。

## 3. 施行日及び経過措置

本省令は、2025年3月31日から施行する。

- ① この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、2027年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。
- ② その他所要の経過規定を設けている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について：法務省  
官報号外第71号79-82/1056 「会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第14号）

以 上

# ASBJ：開示に関する適用後レビューの報告

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2025年3月11日に、開示に関する適用後レビューの報告を公表した。

開示に関する適用後レビューの報告）を参照いただきたい。

以 上

詳細については、ASBJのウェブページ（開示に

# SSBJ：サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が「補足文書」を公表

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年3月19日開催の第50回サステナビリティ基準委員会において、次の補足文書の公表を了承し、2025年3月27日に公表した。

補足文書は、SSBJが2025年3月5日に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）を追加又は変更するものではなく、SSBJ基準の適用にあたって参考となる文書である。

- 補足文書「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』に関する付属ガイダンス」
- 補足文書「IFRS S2号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」
- 補足文書「教育的資料『気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面』」
- 補足文書「教育的資料『IFRS S1号における要求事項を満たすための『SASBスタンダード』の使用』」
- 補足文書「教育的資料『現在の及び予想される財務的影響』」パート1、パート2
- 補足文書「教育的資料『サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示』」
- 補足文書「教育的資料『IFRSサステナビリティ

開示基準におけるプロポーショナルリティのメカニズム』

SSBJは、SSBJ基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、その基本的な方針として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）との整合性を図ることを基礎としている。

このため、ISSB基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJが公表するSSBJ基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものをSSBJの補足文書と位置付けることとしている。

詳細については、SSBJのウェブページを参照いただきたい。

[2025年3月補足文書の公表 | サステナビリティ基準委員会](#)

以 上

# JICPA：会長声明「金融担当大臣要請「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に対して」

『会計情報』編集部

JICPAは、2025年3月31日付で、会長声明「金融担当大臣要請「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に対して」を発出した。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[プレスリリース「会長声明「金融担当大臣要請「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に対して」の発出について」 | 日本公認会計士協会](#)

以 上

## iGAAP in Focus財務報告

# Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

## トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、不確実なマクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているかについて透明化を確保することを期待している。

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時のサステナビリティ関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。

### マクロ経済と地政学的環境

#### 世界貿易

新たな関税の導入及び世界貿易への他の影響は、財務報告の複数の側面に影響を与える可能性がある。

例えば、既存及び新規の／提案された関税、及び報復関税は、すべての企業（輸入企業及び輸出企業）に、次のように影響を与える可能性がある。

- 供給コストの増加。これは、為替の調整及び代替の供給源を見つける及び／又はコストを顧客に転嫁する能力により、利益マージンに影響を与える可能性がある。
- 新しい機器、技術及び施設への設備投資の遅延又は削減。
- サプライチェーンを適応させるための物流コスト及び移行コストの増加。
- 在庫レベル及びそれに伴う保管コストの一時的な増加。
- 価格戦略の変更。これは、価格に敏感な製品に対する消費者の需要に影響を与える可能性がある。

これらの変更及び関連する不確実性は、財務報告の複

数の側面、特に、以下のような将来キャッシュ・フローの予測及び現在価値の計算に依存する側面に影響を与える可能性がある。

- 非金融資産の減損。例えば、上記で強調したサプライチェーンの課題により、企業は棚卸資産を正味実現可能価額に評価減することが要求されるかどうかを評価することが要求される可能性がある。さらに、関税の変更は、IAS第36号「資産の減損」を適用する減損テストが要求されることを示している可能性がある。
- 不利な契約の引当金。例えば、棚卸資産価格の増加を顧客に転嫁できない場合。
- 金融資産の減損。企業は、新たな不確実性の源泉を組み込む、又は考慮するシナリオに異なるウェイト付けを帰属させるために、モデルに変更が要求されるかどうかを検討する必要がある場合がある。
- 繰延税金資産の回収可能性。
- 継続企業。

これらの各領域、及びその事実と状況に基づいて企業に関連性がある可能性のあるその他の領域については、このニュースレターで取り上げられている。さらに、急速に変化する環境では、企業は、報告期間の末日の後、財務諸表の承認日より前に利用可能になった情報を慎重に評価しなければならない（「後発事象」を参照）。

不確実な時代において報告を行う際に、財務諸表の利用者に、企業が不確実性の影響にどのように対処したか、また、財務情報を作成する際の主要な仮定及び判断にどのように組み込んだかについて、適切な洞察を提供することが特に重要である（「重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示」を参照）。

#### 全般的なインフレと金利上昇

一部の経済では現在、インフレ率及び金利は安定又は低下し始めていたものの、最近の地政学的な環境の変化は、インフレの新たな上昇に寄与する可能性がある。その結果、企業が関連するリスクにさらされ続けているた

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。

(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/closing-out>)

め、以下の検討事項が引き続き適用される可能性がある。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている資産の割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがない場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割り引かなければならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約の引当金の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数理計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとする場合、IFRS第9号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。
- 金融機関以外の企業が、顧客が未払額の支払いに苦闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失

はより重大（significant）になる。

割引率とキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算内で内部的に整合しており、異なる目的で実行される計算間で整合していなければならない。

## エネルギー価格の変動

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減するための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約（PPA）のような再生可能エネルギーの長期契約を締結することが増えている。

フィジカルPPAは、再生可能エネルギー発電施設（風力発電所や太陽光発電所など）で発電された一定量の電力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー・クレジット（REC）も受け取る。再生可能エネルギー源から発電される電力の時期／量は予測可能でない可能性があり、PPAで契約した電力の一部が買手が必要としない時期に生産された場合、買手は売却することが要求される。

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか（その場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される）の評価を含む、フィジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。したがって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPAの主要な条件（例えば、価格、期間及び契約電力量）と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約（VPPA）を締結する場合もある。通常のVPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引き渡されるのはRECのみであり、その結果、「自己使用」の評価はRECのみに関連する。電力価格にリンクする変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティブを表す。RECの購入が「自己使用」の要求事項を満た

し、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で別個に会計処理される。理論的には、密接に関連していない組込デリバティブをスポット・レートによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジ手段として利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、実務上、契約の量（想定元本）の変動性により、達成される可能性は低い。

2024年12月、IASBは、再生可能電力を購入し引渡しを受ける一定の契約に適用されるIFRS第9号における自己使用及びヘッジ会計の要求事項を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。—「主な新たな会計上の要求事項」を参照。

## 不確実性と財務報告

### 非金融資産の減損

特定の資産（のれんを含む）について年次の減損テストを実施する要求事項に加え、IAS第36号は、各報告期間の末日（期中報告日を含む）に、（IAS第36号の適用範囲に含まれる）資産が減損する可能性があることを示す兆候があるかどうかを評価することを、企業に要求している。本基準は、資産が減損している可能性があるかどうかを評価する際に、企業が考慮する必要がある内部及び外部の兆候を定めている。これらの兆候は、網羅的なリストを意図したものではない。企業は、現在のマクロ経済環境や地政学的な環境が自社の事業に与える影響など、自社の事実と状況を考慮し、報告日に減損テストを実施すべきかどうかを評価する必要がある。

企業は、非金融資産の回収可能価額を見積もる際に、割引キャッシュ・フローにしばしば依存する。キャッシュ・フローの予測、成長率及び割引率を慎重に検討することは、減損の計算の裏付け可能性及び合理性の観点から重要である。

予測キャッシュ・フローは、報告日時点で存在していた条件について合理的に知り得たことに基づくべきである（重要なのは、使用価値の計算の場合、報告日に企業が未だコミットしていなかったリストラクチャリングの影響を除外することである）。

使用する割引率は、市場参加者が同様のリスクの投資に期待するレートの推定値である。このような不確実な時代には、経営者は、資産（又は資金生成単位）の回収可能価額を見積もるために必要な予算及び予測を作成する際に重大な課題に直面する可能性がある。経営者は、予想キャッシュ・フロー・アプローチを使用することが、回収可能価額の見積もりにおける不確実性の複数の側面を反映する最も効果的な手段であると判断する場合

がある。このアプローチは、単一の期待される結果ではなく、可能性のあるキャッシュ・フローに関するすべての期待を反映している。期待キャッシュ・フローのアプローチは、将来キャッシュ・フローの推定値に確率を割り当てることに大きく依存するが、それでも、インプットに関するそのような判断は、より恣意的であり、調整の量を裏付ける証拠となる根拠がない割引率に「不確実性」のリスク・プレミアムを追加するよりも、より透明性が高く、基礎となる商業的期待により容易に結びつく可能性がある。

減損テストの実施に用いる主要な仮定は、重大な見積りの不確実性の発生要因となる可能性が高く、したがって、IAS第36号が要求する情報は、IAS第1号125項から133項が要求する情報（のれんの減損テストに関して要求されるもの以外の感応度分析のように）によって補足する必要があるかもしれない。

デロイトのA Closer Look「IAS第36号非金融資産の減損—リマインダーとホット・トピック」²は、IAS第36号の適用に関する一般的な質問に回答し、潜在的な落とし穴に対処し、本基準の特定の主要な要求事項をリマインドしている。

### 金融リスクの開示

#### 金利及びインフレ・リスク

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか（特定のローン・コミットメントのような、財政状態計算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエクスポージャーを含む）、及びこれらのリスクをどのように管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒されている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によって純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感応度分析を提供する必要がある。企業は、適切な場合には、合理的に可能性のある金利の変動の範囲が、最近の金利の変動を反映していることを確保しなければならない。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析を提供することが適切な場合がある。

IFRS第7号40項(c)で要求されているように、企業が感応度分析の作成に使用する手法及び／又は仮定を変更する場合（例えば、マクロ経済環境の変化に対応して）、当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リスクにさらされている金融機関の場合である（特に、一部の法域の商業用不動産のようなセクター）。企業は、リスク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示しなければならないかどうかを検討しなければならない。

2 本誌2023年7月号A Closer Look「IAS第36号非金融資産の減損—リマインダーとホット・トピック」を参照いただきたい。

## 流動性リスク

企業の流動性リスクを財務諸表の利用者が理解することに役立つように、IFRS第7号は、金融負債の契約上の満期を表形式で開示することを要求しており、重要なことに、流動性リスクをどのように管理しているかの説明を要求している。IFRS第7号B11D項は、満期分析に割引前の契約キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リスクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約によって提供される延長したファイナンスの条件に依存する企業は、当該契約の影響（例えば、契約条件、財務諸表への影響。新たに導入された開示要求について「サプライヤー・ファイナンス契約」を参照）が適切に開示されていることを確認しなければならない。実際、金融機関が当該契約を撤回した場合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の負債を返済する能力に悪影響を与える可能性がある。同様の考慮事項は、ファクタリング契約への依存に関しても関連性がある場合がある。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれる特約条項（covenants）を遵守する企業の能力に影響を与える可能性がある。この場合、企業は、非流動に分類されている負債が報告期間後12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示するIAS第1号76ZA項の要求事項を検討しなければならない。

関連する新たに導入される要求事項について、「負債の流動又は非流動への分類」も参照。

## 公正価値測定及び開示

現在のマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレベルが高まる可能性がある。公正価値の変動は、企業の財政状態及び業績に重要性がある影響を与える可能性がある。例えば、投資不動産が公正価値モデルを適用して会計処理される場合、又はIAS第36号適用の減損テストを実施する目的の資金生成単位（CGU）の回収可能価額が、処分コスト控除後の公正価値に基づいている場合である。公正価値の測定及び開示は、現在のマクロ経済状況を反映することが重要である。これには、これまで使用していた方法又は仮定の変更が要求される場合がある。

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動が低下しているため、関連性のあるデータが限定されていることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比較可能な取引アプローチを使用して見積もった公正価値が、その状況における価値の合理的な範囲内にあることを確認するために、追加の評価方法を適用する必要がある場合がある。使用した評価技法及び仮定について、明確で企業固有の情報を提供しなければならない。また、企業は、（評価技法の変更及び公正価値ヒエラルキーの

レベル間の振替のような）評価測定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS第13号「公正価値測定」91項の要求事項を考慮する必要がある。さらに、企業は、還元利回り（capitalisation rate）及び／又は収益率（rate of return）のようなすべての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第13号の開示目的に準拠していることを確認する必要がある。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的でのみ実施される公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに価値がある。例えば、IFRS第7号25項は、償却原価で測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示することを企業に要求している（帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除く）。IFRS第13号で要求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利が上昇する環境下では、金融商品（特に固定金利の債券）の帳簿価額が公正価値に近似しているという結論は、もはや適切ではない可能性がある。

最後に、IFRS第13号93項は、企業が経常的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債のレベル3公正価値測定に関して、追加情報を提供することを要求している。この情報には、観測可能でないインプットの1つ以上を合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合の定量的情報、当該変更の影響、及び当該変更の影響をどのように計算したかが含まれる。不確実性の状況では、合理的に考え得る代替的な仮定の範囲は広くなる可能性がある。感応度の開示は、企業の財務諸表の利用者に意味のある情報を提供するために、十分に詳細でなければならない。

## 金融商品

### 予想信用損失

IFRS第9号を適用して、予想信用損失（ECL）は、負債性金融商品、リース債権、契約資産、引受ローン・コミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の現在の確率加重計算を反映している。ECLの見積りでは、現在の経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、企業の収益性の低下及び家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用スプレッドの全般的な拡大は、エクスポージャーが12か月ECLから全期間ECLに移行する可能性を高めることにつながる。これは、現在の不確実なマクロ経済環境及び地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を招いた可能性があるという事実を反映している。これは、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、インフレ率及び金利が他のセクターに比べて不均衡な負担を強いられることを反映して、より集中する可能性がある。

## ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引がいまだ「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そうでない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まることから、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

## 財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり（connectivity）を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

欧州証券市場監督局（ESMA）は2023年10月に

「The Heat is On: Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements」³と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使用される4つのハイレベルの原則を解説している。

1. 一貫性（Consistency and coherence）：仮定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中で、また構成要素間で一貫しているように見えるか？
2. 補完性：年次財務報告書の非財務セクションに含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか？
3. 相互参照：年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか？
4. 繰返しの回避：情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか？

また、ESMAのレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMAの一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

### 情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所でも気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候関連事項がどのように反映されているかと一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない（例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合）。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の時期及び財務上の影響を開示しなければならない。企業の気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制

³ ESMAのウェブサイトを参照いただきたい ([https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041_Report_-_Disclosures_of_Climate_Related_Matters_in_the_Financial_Statements.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041_Report_-_Disclosures_of_Climate_Related_Matters_in_the_Financial_Statements.pdf))

当局は⁴、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか（又は影響しない）についての説明なしに、（例えば、減損テストで）検討されたことを記述する定型的な開示（boilerplate disclosures）に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。⁵異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

該当する場合、企業は、（感応度分析を含む）減損テスト又は認識された引当金において使用した仮定と、気候関連のコミットメント、計画及び／又は戦略との間のずれを説明しなければならない。例えば、このようなずれは、企業の気候関連コミットメントが、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して推定的義務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場合に生じる可能性がある。

#### 非金融資産の減損

気候関連リスク（物理的リスク又は移行リスク）に対するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性がある又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する際に使用する見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロー又は割引率に与える影響は、IAS第36号に基づく開示が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシュ・フローに与える影響についての説明を提供しなければならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、企業は、使用した定量化された仮定の開示（例えば、アウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及び金額を含むカーボン・プライシング）、及びそのような定量化の基礎又は情報源（外部証拠に、より大きくウェイト付けしなければならないことに留意する）、関連性がある場合には、感応度分析を考慮しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した期間及び（割引率及び成長率のような）使用した財務上の仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合がある。

さらに、IAS第36号は、CGUの使用価値がCGUの資

産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持するために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外することを要求している。場合によっては、この2つを区別することは（例えば、脱炭素化計画の一環として）容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合がある。

#### 財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要がある場合がある。

- 企業が、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性がある財務上の影響を与えるとは見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実施した評価、行った判断及びそのような結論に達するために使用した期間を開示することを期待している。当該開示は、企業の具体的な状況に合わせて調整しなければならない。
- 法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺することを決定した企業は、その結果としての財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響について、関連する財務諸表の表示科目を含む、適切な開示が行われることを確認しなければならない。これには、例えば、関連する財務諸表項目（例えば、温室効果ガス（GHG）排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び／又は排出量引当金）の認識、測定及び表示に使用する会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と性質（スキームが強制か又は任意を含む）、及び取得した、所有する、負っている、消費した又は売却した炭素排出枠又は再生可能エネルギー証書の数量が含まれる。

2024年10月、ESMAは、カーボン・プライシング・プログラムに関連する財務諸表の考慮事項に関する企業の意識を高めることを目的とした公表文書「Clearing the Smog：財務諸表における炭素排出枠」⁶を公表した。

本文書は、企業が参加した、又は参加する予定のカーボン・プライシング・プログラムの契約上の特徴、及び企業（そのインダストリー又はセクター）が従う可能性のあるその他の要求事項又は規制を慎重に分析するよう企業に促している。契約上の特徴及び商品が異なることにより、会計処理も異なる場合がある。検討すべき論点には以下が含まれる。

- カーボン・プライシング・プログラムは、IFRS

⁴ 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回EECSの施行データベースからの抜粋」（項目VII及びVIII）を参照

⁵ デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポート・レポートに対する投資家の需要」が、より詳細に解説している。

⁶ ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68_Statement_Clearing_the_smog_-_Accounting_for_Carbon_Allowances_in_the_FS.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68_Statement_Clearing_the_smog_-_Accounting_for_Carbon_Allowances_in_the_FS.pdf)）

会計基準における資産の定義を満たす権利を生じさせるか？その場合、資産の性質、認識の時期及び測定はどうか？

- 企業は炭素排出枠を取得する義務を有するか？その場合、負債はいつ認識しなければならないか、どのように測定しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムが生み出す収益又は費用の項目の性質は何か、また、これらの金額はどの時点で認識しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムに関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書においてどのように分類しなければならないか？
- 財務情報の利用者がカーボン・プライシング・プログラムの影響を理解するためには、どのような開示が必要か？

- グリーン・ファイナンス（例えば、ESGインデックス・ローンの発行）を行う金融機関は、財務諸表の利用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情報の開示を検討する必要がある（例えば、金融商品の主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フローへの影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのように管理しているか）。また、企業の会計方針の適用に重大な判断が伴う場合、例えば、ESG連動金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び／又は元本残高に対する利息の支払であるかどうかを評価する場合にも、開示が要求される場合がある。

IFRS第9号及びIFRS第7号の最近の修正（以下の「主な新たな会計上の要求事項」も参照）により、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを企業がどのように評価するかに関する要求事項が変更された。これは、ESGにリンクする要素を有する金融資産にこれらの要求事項を適用することを支援することを目的としており、そのような金融商品が償却原価で測定される可能性が高まる。

本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度に発効するが、企業は、それ以前の期間にすべての修正又は金融資産の分類に関連する修正のみを早期適用することが認められる。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の需要」⁷は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物である「In Brief：IFRS基準と気候関連の開示」⁸及びIASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」⁹によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。さらに、

- 2024年4月、IFRS解釈指針委員会は、財務諸表における気候関連コミットメントの影響を評価するために実施すべき分析を説明するアジェンダ決定を公表した。
- 2024年7月、IASBは、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性—設例案」を公表した。IASBは、企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する8つの設例をIFRS会計基準に追加することを提案している。設例案は大半が気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他の種類の不確実性にも同様に適用される。EDのコメント期間は2024年11月28日に終了した。iGAAP in Focus財務報告「IASBは、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性についての設例案を提案」¹⁰は、設例案を解説している。

## サステナビリティ報告の動向

### 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

ISSBの目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することである。

現在までに、ISSBは、最初の2つの基準を公表している。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」である。

- IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項

7 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-igaapinfocus-20220325.pdf>）

8 IASBのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf>）

9 日本語訳についてASBJのウェブサイト参照いただきたい。（[https://www.asbj-j.jp/jp/iasb_activity/press_release/y2023/2023-0704.html](https://www.asbj-j.jp/jp/iasb_activity/press_release/y2023/2023-0704.html)）

10 本誌2024年11月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性についての設例案を提案」を参照いただきたい。

を示している。

- IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関する決定を行う際に有用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。基準は2024年1月1日に発効するが、法域が基準をアドプションしたときにのみ強制適用されることになる。30を超える法域が、法的又は規制上のフレームワークにおいて、IFRSサステナビリティ開示基準を使用することをすでに決定した又は導入する段階である。これらの法域は、GDPベースで、グローバル経済の半分超を示している。デロイトの「法域ごとのIFRSサステナビリティ開示基準のアドプション」¹¹は、ISSB基準をアドプションした又はアドプションする過程にある法域の概要を提供している。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」¹²は、IFRS S1号及びIFRS S2号の主要な要求事項を解説している。

さらに、ISSBスタッフによって開発された以下の権威のない教育的資料は、IFRS S1号及びIFRS S2号を適用する企業を支援するために利用可能である。

- 「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」¹³—重要性がある情報の特性及びサステナビリティ関連のリスク及び機会の概念を説明し、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別及び開示に関連する要求事項を説明している。
- 「IFRS S2号に従った気候関連開示のみを報告におけるIFRS S1号の適用」—企業が、IFRS S1号が適用される最初の年次報告期間に認められる気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示する場合に適用される、IFRS S1号の要求事項を説明している。

## 重大な域外への広がりをもつ法域の動向

欧州連合の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）

2025年2月26日、欧州委員会（EC）は、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）、EUタクソノミ

規則、企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）によって課せられるサステナビリティ及びデューデリジェンス報告の負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法案（いわゆる「オムニバス・パッケージ」）を公表した。本提案では、CSRDは、貸借対照表日の平均従業員数が1,000人超、かつ正味の売上高が5,000万ユーロ超又は貸借対照表の合計が2,500万ユーロ超の企業にのみ適用される。また、本提案では、現行のCSRDに基づく既存の報告要求のWave 2（Wave 1に含まれない大企業）の発効日を2025年から2027年に、Wave3（上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険及び再保険企業）の発効日を2026年から2028年に、それぞれ2年延期する。ECの提案は、EUの通常の立法手続きの下で精査するために、欧州議会及び欧州連合理事会に提出される。最終決定され採択されると、この法律はEU官報に掲載された後に発効し、加盟国の法律に置き換える必要がある。詳細については、iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州委員会は、サステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示要件について大幅な軽減を提案」¹⁴を参照いただきたい。

以下の内容は、2022年12月にEU官報に掲載されたCSRDを反映したもので、オムニバス・パッケージで提案されている修正案は考慮されていない。オムニバス・パッケージの提案が確定した時点で、内容を更新する予定である。

CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

CSRDの対象となる企業範囲は広く、限定的な例外はあるものの、EUの規制市場に証券を上場している（非EU企業を含む）企業が含まれる。その範囲は、（非EUの親会社のEU子会社を含む）特定の非上場のEU企業にも拡大している。

ESRSの最初のセットには、以下が含まれる。

- 以下を取り扱う2つの横断的基準：
  - サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に企業が準拠すべき全般的な要求事項（ESRS 1）。これ

¹¹ IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/sustainability/issb-adoption-tracker>）

¹² 本誌2023年9月号iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を参照いただきたい。

¹³ 日本語訳についてSSBJのウェブサイト参照いただきたい。（[https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250327_07.pdf](https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250327_07.pdf)）

¹⁴ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/audit/crd/jp-crd-igaapinfocus-20250228.pdf>）

には、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれる。

活動のセクターに関係なく（すなわち、セクター共通）、サステナビリティのトピック横断的に、すべての企業に適用される全般的開示（ESRS 2）

- セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスのトピックをカバーする10のトピック別基準

CSRDは、異なる種類の企業について、ESRSに従った強制開示の発効日を指定している。企業の最初のグループは、2024年1月1日以後開始する期間にESRSを適用することが要求される。新しい要求事項への効果的かつタイムリーな移行に必要な時間と労力は、かなりのものになる可能性がある。したがって、データ収集、内部統制及び強制される保証の要求をサポートする手続に関する重要な組織上の決定は、慎重に検討する必要がある。

これらの要求事項を適用する企業にとって、次の文書が利用可能である。

- 2024年11月、ECは、2024年8月に草案として公表した90のよくある質問（FAQ）¹⁵のセットを官報（official journal）に公表した。FAQは、ESRS、タクソニミ規則開示、デジタル・フォーマットの要求事項、保証、サステナブル・ファイナンス開示規則に関する多くのFAQとともに、CSRDに基づく特定のサステナビリティ報告の要求事項の解釈を明確にしている。
- 2024年5月、EFRAGは、EFRAG IG 1号「重要性評価」、EFRAG IG 2号「バリューチェーン」、EFRAG IG 3号「詳細なESRSデータポイント」及び付属する説明文書の3つのESRS適用ガイダンス文書を公表した。
- さらに、EFRAGは、EFRAG ESRS Q&Aプラットフォームを通じて受け取ったテクニカルなESRSの質問を含む説明文書の編集物を定期的に更新した。これらEFRAGの文書には権威がない。

2024年7月、ESMAは、大規模な企業によるESRSの最初の適用に関する公表文書¹⁶を公表し、ESMAの見解では、ESRSサステナビリティ報告の作成に特に関連性がある5つの注目すべき領域を強調した。

- 高品質のサステナビリティ報告を促進するためのガバナンス体制及び内部統制を確立する。
- ダブル・マテリアリティ評価を適切に設計及び実施し、透明性を確保する。
- 移行に関する救済措置の使用について透明性を保

つ。

- 明確に構造化され、デジタル化に対応したサステナビリティ・ステートメントを作成する。
- 財務諸表とサステナビリティ報告との間のつながりを創造する（create）。

さらに、ESMAは、新しい要求事項を適用する際にECからのガイダンスを慎重に検討することの重要性を強調し、基準と例示の実務における使用に関する洞察を提供するEFRAGのサポート資料を参照することを強く推奨している。

ESMAは、2024年の共通の施行優先事項において、サステナビリティ・ステートメントに関連する優先事項として以下の項目を識別している。

マテリアリティに関して、ESMAは、

- マテリアリティ評価プロセス自体について、影響を受ける利害関係者とのエンゲージメントに関するものを含め、詳細な開示の必要性を強調する。
- マテリアリティに関係なく、特定の開示要求（DR）及びそのデータポイントが強制されることをリマインドする。
- 重要性があるIROについてESRSが取り扱っていない場合、又はESRSが十分に取り扱っていない場合には、企業固有の情報が要求される一方で、そのような情報は、それが重要性があり、ESRS第1号に記載されている情報の質的特性を満たす場合にのみ含めるべきであることを強調する。
- サステナビリティ・ステートメントで準拠したDRをページ及びパラグラフ番号を含めて列挙し、ESRS第2号付録Bに列挙されている他のEU法規から派生したすべてのデータポイントの表を含め、識別された、インパクト・リスク・機会（IRO）が企業固有の開示ではなくDRを適用することによってカバーされているかどうかを示す要求事項を強調する。

サステナビリティ・ステートメントの範囲及び構成に関して、ESMAは、

- サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業のものであればならないことをリマインドする。
- （経過的な救済措置の適用を条件として）サステナビリティ報告書で提供される情報は、企業のバリューチェーンにつながりがある（connected）重要性があるIROに関する情報を含むように拡張されていることに留意する。
- 過去にサステナビリティ報告書の代替的な表示形

¹⁵ EUの官報（Official Journal）の該当ページを参照いただきたい。（[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202406792](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202406792)）

¹⁶ ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-07/ESMA32-992851010-1597_-_ESRS_Statement.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-07/ESMA32-992851010-1597_-_ESRS_Statement.pdf)）

式に大きく依存していた企業に対して、そのアプローチがESRS第1号に規定されたサステナビリティ報告書の構成に準拠しているかどうかを評価することを推奨する。

- 内部の相互参照及び参照による組込みを使用する意向である企業は、報告される情報へのアクセス及び理解の促進を含む全般的表示目的を準拠していることを確認することを推奨する。
- 金額又はその他の定量的情報がサステナビリティ・ステートメントと財務諸表の両方に含まれている場合、ESRS第1号124項は前者から後者への参照を要求することをリマインドする。

EUタクソノミに関して、ESMAは、

- 開示委任法（Disclosure Delegated Act）に定められたテンプレートの使用は、適応又は修正を伴わず、企業の経済活動の適格性及び調整のレベルとは無関係に、強制されることをリマインドする（テンプレートは、非常に限られた状況でのみ省略できる）。
- 経済活動が複数の環境目標の対象となる状況に特に注意を払うことを企業に要求する、二重計上を避けることの重要性を強調する。このような状況では、最も関連性の高い目的を太字で示さなければならない、開示要求を適切に適用するために、企業がテンプレート内の数行にわたって活動を分解することが要求される場合があることを強調する。
- 売上高及びCapEx KPIに含まれるさまざまな構成要素は、財務諸表への参照を含めなければならないことをリマインドする。
- ESRS E1-1は、気候変動緩和のための移行計画に関する開示を要求していることに留意し、これには、活動とEUタクソノミとの整合性に関する目的又は計画の説明が含まれ、EUタクソノミの開示と移行計画の開示との間の整合性の重要性を強調する（該当する場合）。
- 金融機関が、KPIから除外されたエクスポージャーについて、タクソノミの整合性を見積りを自発的に開示する場合、又はタクソノミの整合性を示すための情報を欠いている場合、そのような開示は必要なKPIから明確に分離され、適用されるメソッドロジーに関する適切な説明を含まなければならない

ばならないことに留意する。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の最終化」¹⁷は、ESRSの1stセットを解説している。
- iGAAP in Focus「EUタクソノミー企業報告の要求事項」¹⁸は、EUタクソノミ規則の要求事項を解説している。
- iGAAP in Focus「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく『適正な表示』」¹⁹は、CSRDの下での「適切な表示」に関連する考慮事項及びサステナビリティ報告書の作成に対する影響について解説している。

#### 相互運用可能性のガイダンス

2024年5月、IFRS財団とEFRAGは、IFRSサステナビリティ開示基準とESRSの両方を適用する企業を支援する相互運用可能性のガイダンス²⁰を公表した。このガイダンスでは、2つの基準間の整合（alignment）の概要を示す。ESRSにおけるファイナンシャル・マテリアリティの定義は、IFRSサステナビリティ開示基準における重要性の定義と整合しており、共通に定義されている用語が多数あり、気候に関するIFRSサステナビリティ開示基準の開示のほとんどすべてがESRSに含まれていることを指摘している。

しかし、これは、企業が1つの基準を適用することで、自動的に他の基準への準拠を主張できることを意味するものではない。両基準を一緒に適用する場合は、それぞれの基準の目的及び要求事項を考慮するよう注意する必要がある。例えば、それぞれの基準、特にESRSで規定されている追加の気候関連開示要求で識別していることを確認する必要がある。さらに、ESRSは、一般目的財務報告書の利用者よりも幅広い関係者の情報ニーズを満たすことを意図していることに留意する必要がある（ダブル・マテリアリティの原則を適用していることを前提として）。

相互運用性ガイダンスは、関連性がある基準と併せて読まなければならない。企業は、IFRSサステナビリティ開示基準又はESRSの要求事項を満たすために、当該ガイダンスに単独で依拠することはできない。

17 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/esrs-final>）

18 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/eu-taxonomy>）

19 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/audit/crd/jp-crd-igaapinfocus-20241010.pdf>）

20 IFRS財団のウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/ifrs-foundation-and-efrag-publish-interoperability-guidance/>）

## 米国

### ●証券取引委員会（SEC）

2024年3月、米国SECは、外国登録企業を含む登録企業に対し、年次報告書及び登録届出書において気候関連の開示を要求する規則を採択した。その後、SECは、最終規則に異議申立の司法審査が行われるまでの間、最終規則の発効日を自主的に延期（一時停止）した。訴訟の結果は不明であり、審査には数か月以上かかる可能性があるため、SECが最終規則の現行の強制適用日を維持するか延期するかは不明である。2025年2月11日、SECのUyeda委員長代行は、SECが訴訟の次のステップを決定できるように、SECが裁判所に口頭弁論のための追加の時間を求めるという公式声明を発表した。彼の声明は、SECがその立場を変更することを検討しており、規則の擁護をやめる可能性があることを示した。

### ●カリフォルニア

2023年10月、カリフォルニア州知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供することを、一括して要求する3つの法案に署名した。

法案SB-253「気候関連企業データ説明責任法（Climate Corporate Data Accountability Act）」及びSB-261「温室効果ガス：気候関連の財務リスク（Greenhouse Gases: Climate-Related Financial Risk）」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリー共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案であるAB-1305「自主的な炭素市場開示（Voluntary Carbon Market Disclosures）」は、気候関連の排出権のグリーンウォッシングに対抗することを目的としており、カリフォルニア州内で自主的なカーボン・オフセット（VCO）を市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の気候関連排出権を行う企業（VCOを購入又は使用しているかどうかにかかわらず）に対する要求を定める。

SB-219「温室効果ガス：気候に関する企業の説明責任：気候関連の財務リスク」は、2024年9月に署名され、SB-253の準拠に伴う財務上の負担を軽減することに役立てるために、以下のことを認めている。

- 企業が、連結親会社レベルでの排出量開示報告書を提出する。
- カリフォルニア州大気資源局は、スコープ3のGHG排出量報告のスケジュールを設定する。

SB-253では、企業は2025年のGHG排出量データに基づいて、2026年からスコープ1及びスコープ2のGHG排出量を報告することになる。企業は、2026年のGHG排出量データに基づいて、2027年にスコープ3の

GHG排出量の報告を開始する。カリフォルニア州大気資源局は、SB-253が要求する報告に関する規則を2025年7月1日までに公表することが要求されている。SB-261では、企業は2026年1月1日以前に、その後は隔年で、気候関連の財務リスク報告書をウェブサイトに掲載しなければならない。

SB-253及びSB-261に対する異議申立は続いている。2024年1月に提訴した「Chamber of Commerce of the United States of America v. California Air Resource Board」の原告は、SB-253とSB-261が「気候変動に関連する言論を違法に規制しようとしている」と主張し、これらの法案は憲法修正第1条及びその他の連邦法に違反していると主張している。彼らは、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に対し、SB-253及びSB-261を無効と宣言し、いかなる強制力も効力もないと宣言するよう求めている。しかし、SB-253及びSB-261は、そのような異議申立が解決されるまで引き続き有効である。

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「カリフォルニア州の気候法—新しい州議会法案での報告期限に変更なし」²¹は、州議会法案の内容を説明している。

## 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

IFRS S1号及びIFRS S2号の公表後、金融安定理事会（FSB）は、TCFDがその権限を果たしたと結論付け、ISSB基準がサステナビリティ開示のグローバルなフレームワークとして機能するべきであることを認識した。そのため、FSBは、2024年から気候関連情報開示のモニタリングを、TCFDからIFRS財団に移管することを発表した。

しかし、TCFDの報告義務の対象となる企業は、関連性がある当局がISSB基準に基づく報告を認める又は要求するように要求事項を修正しない限り、TCFD提言に沿った開示を継続しなければならない。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。例えば、2022年に英国財務報告評議会（FRC）は、TCFDの開示及び財務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD

²¹ IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2024/california-climate-update>）

又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- **粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業（business）、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- **バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。また、リスク及び機会の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれず、代替的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に相殺されるという印象を与えないために重要である。
- **他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFDの開示は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート内企業の全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポートの他の要素と統合しなければならない。
- **重要性（マテリアリティ）**—企業は、TCFDの全セクターガイダンス及び補足ガイダンス²²をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は、省略の理由を含めなければならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。
- **TCFDと財務諸表開示のつながり**—TCFD報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。
- **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。

● **リスク管理**—気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語のみで説明するのではなく、可能な限り定量化しなければならない。これは、気候関連の機会の影響が、リスクの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回らないかもしれないかを示す上で特に重要である。

● **指標と目標**—指標は、スコープ1及び2の排出量のみならず、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。

● **保証**—企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み（Verified）」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。

2023年7月、英国FRCは、気候関連の指標と目標の開示の品質に関するテーマ別レビュー²³の結果を公表した。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上していることを示している。しかし、報告書は、以下の点を指摘している。

● 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストーンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較可能性は依然として困難である。

● 表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難しいと感じている。

● 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについての説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」という気候に関する定型的（ボイラープレート）な文章は、影響に関する洞察をほとんど提供しない。

気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的なTCFD開示を提供している、又はISSB基準又はESRSを適用してサステナビリティ関連情報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

## 通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ（この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」で定義されている）の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題にますます

²² TCFDのウェブサイトを参照いただきたい。（<https://www.fsb-tcfd.org/publications/#implementing-guidance>）

²³ 英国FRCのウェブサイトを参照いただきたい。（[https://media.frc.org.uk/documents/Thematic_review_of_climate-related_metrics_and_targets_2023.pdf](https://media.frc.org.uk/documents/Thematic_review_of_climate-related_metrics_and_targets_2023.pdf)）

直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は超えるかどうかを含む、超インフレのいくつかの特徴が含まれている。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を適用するべきかを決定することも難しい可能性がある。
- 現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている状況での、企業の機能通貨を決定する際の困難。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS第29号は、（その経済で活動する企業によってではなく）機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」では、「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨（親会社の機能通貨など）を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」²⁴は、通貨が交換可能である場合及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023年8月にIASBが公表した「交換可能性の欠如」（IAS第21号の修正）を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号122項及び125項で要求されているように開示を提供しなければならない。

2024年10月に公表された国際通貨基金（IMF）の直近のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経済は、2024年12月31日以後終了する報告期間の財務諸表においてIAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- |            |             |
|------------|-------------|
| ● アルゼンチン   | ● シエラレオネ    |
| ● エチオピア    | ● 南スーダン（新規） |
| ● ガーナ      | ● スーダン      |
| ● ハイチ      | ● スリナム      |
| ● イラン      | ● シリア       |
| ● ラオス（新規）  | ● トルコ       |
| ● レバノン     | ● ベネズエラ     |
| ● マラウイ（新規） | ● ジンバブエ     |

#### イエメン

イエメンは、2024年6月30日以後終了する報告期間について、もはや超インフレ経済として識別されない。

#### エジプト

2024年9月現在、エジプトの3年間の累積インフレ率は100.6%であった（エジプト中央銀行による）。直近数か月におけるインフレは大幅に鈍化している。2024年10月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書には、2024年12月の予測は含まれていなかったが、2025年6月までの3年間の累積インフレ率の予測は100.8%とされていた。現在及び予測される3年間の累積インフレ率が100%をわずかに超えているだけであり、最近のインフレの鈍化を考慮すると、エジプトは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターするべきである。

#### ナイジェリア

2024年9月時点におけるナイジェリアの3年間の累積インフレ率は103.1%であった（ナイジェリア国家統計局による）が、2024年4月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書においては、2024年に100%を超えるインフレ率は予測されていなかった。また、2024年10月に公表されたIMFの世界経済見通しの報告書では、2024年12月までの3年間の累積インフレ率の予測は下方修正され（101.8%）、新たに開設されるダンゴテ石油精製所が2024年末から2025年にかけてインフレに大きな抑制効果をもたらすと予想されている。その結果、ナイジェリアは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターするべきである。

今後数か月で3年間の累積インフレ率の減少が観察できない場合、エジプト及び/又はナイジェリアは、2025年6月30日以降の報告期間において超インフレ経済として識別される可能性がある。

#### その他の国

2024年11月15日現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ、ブルンジ、ミャンマー、パキスタン及びスリランカが含まれる。特にブルンジはインフレが増加傾向にあり、2025年初頭に3年間の累積インフレ率が100%を超える可能性がある。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

²⁴ 本誌2023年10月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」を参照いただきたい。

## 主な新たな会計上の要求事項

今後の会計上の要求事項の完全なリストについては、このニュースレターの付録を参照いただきたい。

### 2024年1月1日以後開始する事業年度に発効

#### 負債の流動又は非流動への分類

2020年及び2022年のIAS第1号の修正は、

- 決済が、現金、資本性金融商品、他の資産又はサービスの相手方への移転を指すことを明確にする、「決済」の定義を導入する。
- 負債の流動又は非流動としての分類は、報告期間の末日現在に存在する権利に基づくことを明確化する。
- 分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての見込みの影響を受けないことを規定する。
- 決済を少なくとも12か月にわたり延期する企業の権利に対する、特約条項 (covenants) の影響を規定する。
- 財務諸表の利用者が特約条項付の非流動負債が12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるリスクを理解できるように、注記で情報を開示する要求事項を導入する。

特に、本修正は、企業が報告期間の末日以前に遵守することが要求される特約条項のみが、報告日から少なくとも12か月にわたり、負債の決済を延期する企業の権利に影響を与えることを規定している。逆に、報告期間の終了後にのみ遵守が要求される特約条項は、そのような権利が存在するかどうかに影響を与えない。ただし、企業が将来の特約条項を遵守することに困難がある可能性があると見込んでいる場合には、企業はこのリスクに関する情報を（上記のとおり）開示し、継続企業及び流動性リスクへの影響を検討しなければならない。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」²⁵は、IAS第1号の主要な修正点を解説している。

#### サプライヤー・ファイナンス契約

2023年、IASBは、企業に対してサプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を要求するよう、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号を修正した。この情報には、次のものが含まれる。

- サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件
- 関連する負債の帳簿価額及びこれらの金額が表示されている科目

- サプライヤー・ファイナンス契約に関連する金融負債と、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な営業債務の両方の支払期日の範囲
- 仕入先がすでに資金供給者から支払を受けている負債の帳簿価額

これらの開示要求の目的は、サプライヤー・ファイナンスの契約が企業の負債及びキャッシュ・フロー、及び流動性リスクへのエクスポージャーに与える影響を、企業の財務諸表の利用者が評価できるようにすることである。当該目的を達成するために、すべての重要性があるサプライヤー・ファイナンス契約に関して要求される情報を作成する際に、以下を考慮しなければならない。

- 異なる条件を有する契約の条件は、別個に開示しなければならない。企業は、使用する集約（又は分解）のレベルが、重要性がある情報を省略又は不明瞭にしないことを確保しなければならない。
- 支払期日の範囲が広い場合、追加の範囲（例えば、階層別の範囲）を開示する、及び／又は範囲を定義する際に行った判断に関する情報を提供する必要がある場合がある。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及びIFRS第7号を修正」²⁶は、IAS第7号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

### 2026年1月1日以後開始する事業年度に発効

#### 自然依存電力を参照する契約

2024年12月、IASBは以下についてIFRS第9号及びIFRS第7号を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。

- 自然条件に依存する源泉から生成される電力を購入する契約が企業の自己使用の予想のために保有されているかどうかを取り扱う適用指針を、IFRS第9号に追加する。
- 企業がIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用し、変動する名目数量の自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定する場合、企業がヘッジ対象として電力の変動する名目数量を指定することを認める。
- IFRS第7号に関連する開示要求を追加する。

²⁵ 本誌2023年1月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」を参照いただきたい。

²⁶ 本誌2023年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及びIFRS第7号を修正」を参照いただきたい。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」²⁷は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

#### 金融商品の分類及び測定の見直し

2024年5月、IASBはIFRS第9号及びIFRS第7号を修正し、以下の項目を取り扱う「金融商品の分類及び測定に関する修正」を公表した。

- 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
- 金融資産の分類－基本的な融資の取決めと整合的な契約条件
- 金融資産の分類－ノンリコース要素を有する金融資産
- 金融資産の分類－契約上リンクしている商品
- 開示－その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVTOCI）として指定した資本性金融商品に対する投資
- 開示－偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」²⁸は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

#### 2027年1月1日以後開始する事業年度に発効

##### IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月、IASBは、IAS第1号を置き換えるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。新基準は、IAS第1号の要求事項の多くを変更せずに引き継ぎ、以下の新しい要求事項でそれらを補完する。

- 純損益計算書において、指定された区分（営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業）と定義された小計を表示する。
- 財務諸表の注記における経営者が定義した業績指標（MPM）に関する開示を提供する。
- 集約と分解を改善する。

IAS第1号の要求事項の一部は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及びIFRS第7号に移動する。IASBはまた、IAS第7号及びIAS第33号「一株当たり利益」に若干の修正も行った。

iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」²⁹は、IFRS第18号の主要な要求事項を解説している。

##### IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024年5月、IASBは、要件を満たす子会社が財務諸表にIFRS会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。

子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。

IFRS第19号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、そのような子会社は、連結、個別又は単独財務諸表に適用が可能である。

新基準は、2027年1月1日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」³⁰は、IFRS第19号の主要な要求事項を解説している。

#### 主な最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

##### 2024年6月IFRS解釈指針委員会アジェンダ決定「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」

本アジェンダ決定は、IFRS第8号「事業セグメント」の23項(f)の、各報告セグメントに関して、IAS第1号97項に従って開示する重要性がある収益及び費用の項目を開示するという要求事項を考慮している。

アジェンダ決定で強調された主要なポイントは次のとおりである。

- 企業は、以下のいずれかの場合に、各報告セグメントに関して所定の金額を開示することが要求される。
  - －たとえ最高経営意思決定者（CODM）に個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれる場合
  - －たとえセグメント純損益の測定値に含まれていなくても、CODMに定期的に提供されている場合

²⁷ 本誌2025年3月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」を参照いただきたい。

²⁸ 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」を参照いただきたい。

²⁹ 本誌2024年6月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」を参照いただきたい。

³⁰ 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」を参照いただきたい。

- 開示すべき重要性がある項目には、IAS第1号98項に列挙されている項目（例えば、資産の評価減、リストラクチャリング費用又は処分損益）が含まれるが、これらに限定されない。
- 企業は、純損益計算書に表示又は注記に開示されている収益及び費用の各項目を、報告セグメント別に開示することは要求されない。
- 各報告セグメントについて開示すべき情報を決定するにあたり、企業は判断を適用し、以下の点を考慮する。
  - IAS第1号における重要性及び集約の原則
  - IFRS第8号の中核となる原則。その原則は、企業が従事している事業活動及び事業を営んでいる経済環境の性質及び財務上の影響を財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報を、企業が開示することを要求している。

企業は、以下の場合、セグメント情報で開示されている情報がIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の説明資料と整合しているかどうかを検討しなければならない。

- （たとえCODMに個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、）CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に重要性がある収益及び費用の項目が含まれる場合。
- （たとえセグメントの純損益の測定値に含まれていなくても、）そのような重要性のある項目に関する情報がCODMに提供されている場合。

## 最近適用された会計上の要求事項

### IFRS第17号「保険契約」

IFRS第17号「保険契約」は、2023年1月1日以後開始する事業年度に発効した。2024年10月、ESMAは「From “black box” to “open book” ?—IFRS第17号『保険契約』の最初の適用による証拠」³¹を公表し、欧州の保険会社のサンプルの財務諸表のレビューからの所見及び推奨事項を提供している。

IFRS第17号の継続的な適用に関連する事項について、ESMAは、会計方針、判断及び見積りに関連する開示が、しばしば企業固有のものではなく、又は限定的な場合では欠落していると指摘している。この点に関して、本報告では、例を挙げている。

また、一部の企業が、財務諸表の外（例えば、経営者による説明又はリスクレポート）において、財務諸表からの相互参照の使用を含む、保険契約から生じるリスクの性質及び範囲に関する開示を表示していることを、ESMAは観察しているが、これはIFRS第17号では認められていない。IFRS第17号が要求する開示は、財務諸

表の注記に含めなければならない。

## その他の報告に関する検討事項

### 重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

不確実性のある時代に報告する場合、財務諸表の利用者に、財務情報を作成する際の重要な仮定と行った判断を理解できるようにする十分な情報を提供することが特に重要である。企業の特定の状況に応じて、本ニュースレターで解説している領域の多くは、IAS第1号122項から133項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務上の影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。（これは、提供する情報が企業固有であることを要求する。）
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（本ニュースレターで解説されている経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家がその影響を完全に理解するためにこの情報を必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を定量化する。
- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変

³¹ ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-1188985980-1046_-_From_black_box_to_open_book.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-1188985980-1046_-_From_black_box_to_open_book.pdf)）

更を説明する。

最後に、重要性がある会計方針の開示は、企業固有のもの、すなわち、企業が適用する会計方針及び評価方法を含めなければならない。

IFRS in Focus「主要な判断と見積りの開示にスポットライトを当てる」³²は、重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示についてのより詳細を解説している。

## 継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告日から少なくとも12か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。

経営者が企業を清算もしくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、財務諸表は継続企業に基づいて作成される。評価を行う際、継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連する重要性のある不確実性を経営者が認識している場合、企業は、当該不確実性又は重要性のある不確実性は存在しないという結論に達するために取られた重要な判断を開示しなければならない。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表した。このガイダンスは、デロイトのIFRS in Focus「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資料を公表」³³に要約されている。

## IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は数年前から企業が適用してきたが、規制当局は、この分野における執行活動において引き続き重大な発見事項を得ている。これらの発見事項は、多くの場合、不適切な開示、特に収益認識に関連して行われた重大な判断に関連している。企業は、財務諸表に含める情報の適切性及び明確性を、例えば以下の点で考慮しなければならない。

- すべての重大な収益の源泉。具体的な会計方針、収益認識の時期、一定の期間にわたる収益認識の基礎、適用する方法論を含む。
- 契約、特に長期契約がIFRS第15号の適用範囲における顧客との契約の定義を満たしているかどうかを評価

する際に行った重大な判断

- 企業が顧客に財又はサービスを提供する際に、企業が本人又は代理人として行動しているかの評価（例えば、企業がオンライン・ショッピングのプラットフォームを運営している、又はソフトウェアのライセンスなどのサービスを提供する場合）
- 企業が既存の契約について認識すると見込んでいる収益の金額及び時期に関する情報を開示するIFRS第15号120項の要求事項。この情報には、見積りを決定する際に使用した重大な判断、及び変更による潜在的な影響の説明を含めなければならない。企業は、例えば、期中の新規契約及び解約された契約、発行した請求、グループ構造の変更（例えば、企業結合又は処分）の影響、為替の変動の影響を示す、残存履行義務の期首残高と期末残高の間の調整表を含めることを検討する場合がある。

さらに、顧客との長期契約（例えば、工事契約）では、対応する義務の履行が複数の事業年度にまたがっているため、しばしば収益及びコストに関して不確実性が生じる。現在のマクロ経済環境を考慮すると、企業は、特に収益が一定の期間にわたって認識される場合に履行義務の完全な充足に向けて進捗度を測定する際に、使用する予測が合理的で裏付け可能であることを確認しなければならない。契約が不利になった場合、IAS第37号を適用して引当金を認識及び測定し、IAS第37号の開示要求を適用しなければならない（特に、経済的便益の流出の量又は時期の不確実性の開示、及び関連性がある場合には、将来の事象に関して行われた主要な仮定の開示について）。

## キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローの適切な報告は、投資家及び規制当局にとって引き続き焦点が当たる分野である。規制当局が提起した主要な問題には以下が含まれる。

- キャッシュ・フローの営業、投資、又は財務への分類は、IAS第7号の定義に準拠しなければならない。
- 現金及び現金同等物として表示する金額は、IAS第7号の規準を反映しなければならない。特に、
  - 要求払債務で、企業の資金管理の不可欠な部分の一部となっている銀行当座借越のみを、現金及び現金同等物の構成要素として含めなければならない。銀行の借入枠は、実務において残高がマイナスとプラスの間で通常は頻繁に変動しない場合、財務活動の一部として表示しなければならない。
  - 取得時に満期が3か月以内の短期投資のみが、通常、現金同等物として適格である。
- 現金及び現金同等物の構成要素は開示しなければなら

³² デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-ifrsinfocus-20170501.pdf)

³³ デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-ifrsinfocus-20210120%20.pdf)

ない。

- 限定的な状況を除き、キャッシュ・フローは総額ベースで表示しなければならない。
- 非資金取引は、キャッシュ・フロー計算書に表示してはならない。
- 投資及び財務活動に関連する重要性がある非資金取引は、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- キャッシュ・フローの分類に関する重要性がある会計方針及び判断（例えば、利息、配当金、制限の対象である現金）を開示しなければならない。

### 法人所得税及び繰延税金資産の認識

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損が損失を生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号「法人所得税」を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされたと結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在のマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

#### 税源浸食と利益移転に関するOECD／G20の包摂的枠組み

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生

じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第2の「柱」として合意された15%のグローバル・ミニマム課税についてテクニカル・ガイダンス³⁴を公表した。このガイダンスは、2021年12月に合意し公表された³⁵グローバル税源侵食防止（GloBE）ルール適用及び運用について詳しく説明している。これは、収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業（MNE）が、事業を行う各法域で発生する所得に対して少なくとも15%の税金を支払うことを保証するための調整されたシステムを構築する。

第2の柱モデルルールの対象となる可能性のある企業は、営業を行っている法域における法制化のプロセスをモニターし、いずれかの法域において第2の柱の法制が制定（又は実質的に制定）されているかどうかを評価する必要がある。

#### 第2の柱の法制が発効した場合に要求される開示

第2の柱の法制が発効してから、企業は、該当する場合、第2の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）を区分して開示しなければならない。

#### 第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である場合に要求される開示

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間、IAS第12号は、企業が報告期間の末日に第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーに関する定性的及び定量的情報を開示することを要求している。その情報は、法制のすべての具体的な要求事項を反映する必要はなく、示唆的な範囲の形で提供することができる。情報が既知でなく合理的に見積可能でもない範囲では、企業は代わりに、その旨の記述及びエクスポージャーの評価における企業の進捗状況に関する情報を開示しなければならない。

これらの開示要求を満たすために企業が開示する可能性のある情報の例には、以下のものがある。

- 企業が第2の柱の法制によりどのように影響を受けるか、及び第2の柱の所得税に対するエクスポージャーが存在する可能性のある主な法域に関する情報のような定性的情報
- 以下のような定量的情報:
  - 一企業の利益のうち第2の柱の法人所得税の対象となる可能性のある割合と、それらの利益に適用される平均実効税率を示す。又は
  - 一第2の柱の法制が発効していた場合に、企業の平均実効税率がどのように変化したかを示す。

³⁴ OECDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/en/topics/policy-issues/base-erosion-and-profit-shifting-beps.html>）

³⁵ OECDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm>）

## 第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されていない場合に要求される開示

IAS第12号の修正は、法制が制定されている又は実質的に制定されている後に提供する開示を規定しているが、それに関わらず、企業は、開示がそれ以前の期間に要求されるかどうかを評価しなければならない。

実際IAS第1号17項(c)は、適正な表示のためには、IFRS会計基準が具体的に要求する情報に加えて、財務諸表の利用者が、企業の財政状態及び財務業績に対する特定の事象及び状況の影響を理解できるようにするための開示を提供することを、企業に要求する場合があることを示している。

したがって企業は、事業を行う法域における第2の柱ルールの実施に対するコミットメントのレベルが、これらの1つ以上の法域の税法に第2の柱のモデルルールを組み込むことが予想されることを示しているかどうかを評価しなければならない。この場合、かつ、当該ルールが企業の事業に重大な影響を与える可能性があるとして企業が結論付けた場合には、その事実に関連性のある情報（例えば、上記のIAS第12号の修正により要求される情報）とともに開示しなければならない。

## 第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーが見込まれない企業

多国籍企業が第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーを見込んでいない、又は当該エクスポージャーに重要性がないと見込んでいるという事実は、（第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーがあると見込んでいない理由とともに）企業が開示を検討すべき関連性のある情報である可能性がある。この情報は、企業の収益が7億5,000万ユーロを超える場合（したがって、第2の柱のモデルルールの範囲に含まれる場合）に、より関連性がある可能性が高い。

企業は、潜在的なエクスポージャーを決定する際に、さまざまな仮定を行うことが要求される場合がある。IAS第1号125項は、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性のその他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する開示を要求している。第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーの重要性がない可能性が高いと企業が評価する場合、それにもかかわらず、例えば、仮定の変更によりエクスポージャーに重要性があることになる可能性があるという重大なリスクを検討するかもしれない。この場合、IAS第1号125項の要求事

項を満たすために、さらなる情報を開示すべきかどうかを検討しなければならない。

## 非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非GAAP指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。

さらにAPMの定義及び計算は、期間にわたり一貫していなければならない。

非GAAP指標又はAPMをマネジメント・レポートに含める場合、企業は、引き続き関連性がある非GAAP財務指標に関する証券監督者国際機構（IOSCO）の声明³⁶そして代替的業績指標に関するESMAのガイドライン³⁷（2020年に更新）又は法域における同等のものについて、協議しなければならない。

## 後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、

³⁶ IOSCOのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf>）

³⁷ ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf)）

IAS第36号に基づく減損レビュー又はIFRS第9号に基づく予想信用損失計算、及び合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

### 企業結合及び他の取得取引

企業結合及び他の類似の取引は複雑になる可能性があり、その会計処理には、例えば、以下の決定のために重大な判断が伴う場合がある。

- 取引が企業結合の定義を満たしているか、又は資産の購入として会計処理しなければならないか。
- 取引が企業結合である場合、企業結合の一部を構成する取引の要素と、別個の取引として会計処理しなければならない要素を識別する（例えば、特定の支払いが購入価格の一部を形成するか、報酬としなければならないか）。
- 当該取引が投資先に対する支配、共同支配、又は重要な影響力をもたらすかどうか。この評価は、議決権以外の要因が関係する場合に特に判断が要求される場合がある。例えば、
  - 株主間の契約に基づく、議決権行使又は取締役の指名に関する特別な権利の存在
  - 投資先が特定の法制度の対象となる場合（例えば、政府機関の関与又は取締役の指名）
  - 例えば、投資先への資本の関与を制限するなど、企業（投資者）が法的規定の対象となるかどうか。
  - 企業又は第三者が保有するオプション又はその他の潜在的な議決権

企業結合及び他の取得取引は非常に重大となる可能性があり、企業は、当該取引の影響及び当該取引をどのように会計処理するかを決定する際に行った重大な判断について明確で整合的な説明を行わなければならない。これには、以下が含まれる場合がある。

- 資産のグループが企業結合であり、IFRS第3号「企業結合」を適用して会計処理しなければならないかどうかを決定する際に伴う判断
- のれんを生じさせる要因の説明。定型的な開示ではなく、対象の企業結合を参照する。
- 条件付対価の取決め説明及び支払額の潜在的な変動性の説明。
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の7項から9項で要求される、支配、共同支配、及び重要な影響力を評価する際に行った重大な判断に関する情報。

2023年12月、IOSCOは、財務諸表で認識及び開示されたのれんの信頼性、忠実な表現及び透明性を向上することを目的とした「のれんの会計処理に関する提言」³⁸を公表した。IOSCOは、財務諸表の作成者に対して4つの提言を行っている。

- すべての識別可能な無形資産を適切に認識し、企業結合で認識したのれんを構成する要因の企業固有の開示を提供する。
- 減損テストで使用される仮定が、合理的で裏付け可能であることを立証するのに十分な証拠を得る。
- のれんの減損テストで使用される仮定と非財務情報開示の整合性を確保する。
- 主要な仮定をどのように決定しているかを含む、のれんの減損テストを明確に開示する。

最後の提言に関して、IOSCOは、好事例には次の開示が含まれることを指摘している。：

- 公正価値又は使用価値がCGU又はCGUのグループの帳簿価額を超える割合（特に、翌事業年度中ののれんの帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある場合）
- 主要な仮定に関連する不確実性の程度。例えば、評価モデルにおける仮定に関する不確実性は、不確実な時間軸を有する可能性のある景気後退からの景気回復に対する将来の期待を伴う可能性がある。
- 主要な仮定に悪影響を与えることが合理的に見込まれ得る潜在的な事象及び/又は状況の変化

### IAS第33号「1株当たり利益」

基本的EPS及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の決算発表及び財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。³⁹財務諸表の作成においてなされた重大な判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、EPSの計算にも適用されることに留意すべきである（例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合）。

誤って適用されやすいEPSの計算についてのIAS第33号の要求事項を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行わなければならない。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本的EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される

³⁸ 金融庁のウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20231221/20231221.html)

³⁹ 例えば、2022年9月に公表された英国FRCの1株当たり利益のテーマ別レビューでは、EPSの計算におけるより一般的な誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている。

普通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求される。

- 優先株式が資本に分類される場合、基本的EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還において生じるプレミアムを含む、優先株式のすべての影響を調整する。

非GAAP指標の使用に関するガイダンス（「非GAAP及び代替的業績指標」を参照）は、調整後EPS数値の表示にも適用される。特に、IAS第33号で要求されているように、EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法（調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む）を明確に開示しなければならない。

## 期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成する際に最も関連性がある可能性が高い検討領域について、本ニュースレターにおいてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

### 重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号「期中財務報告」15項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する場合がある事象の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示されている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計算方法の変更に関するものを含め、要約期中財務諸表の注記において行うべき開示を規定している。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

### 見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に（例えば、金利の変化の結果として）見積りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年次報告日よりも見積り方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

### 資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入れに関するIFRS会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

多くの資産（のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む）については、IAS第36号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評

価し（禁止されている以前ののれんの減損の戻入れを除く）、もしそうである場合、回収可能価額（使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方）を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

### 継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報により、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示することが要求されるかどうかを検討する必要がある。

### 認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり関連性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取り扱わなければならない。それにもかかわらず、IAS第34号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積り方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

#### 期中財務諸表における第2の柱の法人所得税

IAS第34号B12項に従って、第2の柱の法人所得税は、期中報告期間において、年間の見積利益総額に適用される税率を使用して計上する。この税率は、年間の見積調整後対象租税額と見積GloBE純所得に基づいて決定される。

見積年次実効税率（AETR）は、期中報告期間の末日までに制定された、又は実質的に制定された税率（及び税法）を使用して見積もらなければならない。

実務においては、期中報告日における予想年次GloBE所得の算定及び予想年次GloBE所得の期中報告期間への帰属には、重大な見積りが伴う場合がある。IAS第34号B14項に記載されているように、利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される場合には、実務的な範囲内で、期中税引前利益の個々の種類ごとに、別々の税率が適用される。しかし、すべての場合に達成可能とは限らず、もし個別の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似値となるものであれば、各種利益全体の加重平均税率が用いられる。

## その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる関連性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要があり、現在の不安定で不確実な環境では、期中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、IFRS会計基準で規定されている情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、（年次）財務諸表の完全なセットについてのみに通常要

求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況の結果に関する関連性のある情報を提供する場合がある。

## 付録

### 新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号30項は、新しい及び改訂IFRS会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、（年次財務諸表において）開示することを企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2025年2月5日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。  
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2024年12月31日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2024年12月31日に終了する第1四半期は、事業年度が2024年10月1日に開始することを意味する。同様に、2024年12月31日に終了する第2四半期は2024年7月1日に開始する事業年度を指し、2024年12月31日に終了する第3四半期は2024年4月1日に開始する事業年度を指し、2024年12月31日に終了する第4四半期は2024年1月1日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2024年12月31日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
「特約条項付の非流動負債」（IAS第1号の修正）及び「負債の流動又は非流動への分類」（IAS第1号の修正）	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS第16号の修正）	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS第7号及びIFRS第7号の修正）	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「交換可能性の欠如」（IAS第21号の修正）	2025年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

基準等	発効日	2024年12月31日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
「金融商品の分類及び測定に関する修正」 (IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「IFRS会計基準の年次改善―第11集」	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「自然依存電力を参照する契約」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

## 最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、最新版IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間（例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応）を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのぐらいなのであるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変

更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。

2023年11月 IFRIC Update	IAS第27号「個別財務諸表」―個別財務諸表における親会社と子会社との合併
2024年3月 IFRIC Update	IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産―気候関連コミットメント」 IFRS第3号「企業結合」―引継期間中の継続雇用を条件とする支払
2024年6月 IFRIC Update	IFRS第8号「事業セグメント」―報告セグメントに係る収益及び費用の開示
2024年11月 IFRIC Update	IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」―「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類

以 上

# 法定実効税率についての最新情報 ～令和7年3月決算を迎えるに当たり、最新の税制改正を確認～

デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 おおの ひさこ 大野 久子

- 令和7年度税制改正法は令和7年3月31日に成立し、令和8年4月1日以後開始事業年度について防衛特別法人税（法人税額に対し税率4%）が課されることとなった。令和7年3月決算における税効果会計の適用に当たり、対象事業年度の法定実効税率の計算において考慮する必要がある。
- 令和6年度税制改正により外形標準課税の適用対象法人についての改正が行われ、将来の外形標準課税の適用の有無に影響がある場合があるため、考慮する必要がある。

ととされている（企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」）第44項～第49項）ため、改正税法が決算日（令和7年3月31日）までに成立した場合には、法定実効税率の計算に織り込む必要がある。

近年の税制改正のうち、法定実効税率の計算に影響を及ぼし得る税制改正は、次のとおりである。

- （1）防衛特別法人税の創設（令和7年度税制改正）**
- 令和7年度税制改正についての「所得税法等の一部を改正する法律」（以下「令和7年度税制改正法」）は令和7年3月31日に成立し、令和7年3月決算の税効果会計において考慮する必要がある。
- 防衛特別法人税は令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、概要は次のとおりである（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法）7～48、附1三へ、62）。

## 1. 法定実効税率に関係する税制改正の概要

税効果会計においては、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率に基づいて計算するこ

項目	改正内容
納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人（人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む）
課税の範囲	法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課される。
税額の計算方法	防衛特別法人税額＝（基準法人税額－基礎控除額年500万円）×4%      ■ 防衛特別法人税額＝各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）×税率4%    ■ 課税標準法人税額＝基準法人税額から基礎控除額を控除した金額    ■ 基準法人税額：次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く）    ➢ 所得税額の控除    ➢ 外国税額の控除    ➢ 分配時調整外国税相当額の控除    ➢ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除    ➢ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算    ➢ 控除対象所得税額等相当額の控除        ■ 基礎控除額：年500万円    ➢ なお、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。この配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異

項目	改正内容
	なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分する。       ■ 次の税額控除が行われる      ➢ 外国税額の控除     ➢ 分配時調整外国税相当額の控除     ➢ 控除対象所得税額等相当額の控除     ➢ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除
申告及び納付等	■ 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。      ➢ 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用される。           ■ 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とされる。     ■ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされる。     ■ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額が還付される。     ■ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税が還付される場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額が併せて還付される。
その他質問検査、罰則等	各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置がとられる。
適用関係	令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。中間申告については、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用される。

防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から課されるが、税効果会計においては、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率に基づいて計算することとされている。

また、企業会計基準委員会（ASBJ）から補足文書

「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（令和7年2月20日）（ASBJウェブサイト（PDF））が公表されており、以下のように整理されている。

11. 改正税法が2025年3月31日までに成立した場合、同日に決算日を迎える企業にあっては、税効果会計の適用における2026年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に際して、防衛特別法人税の影響を反映する必要があると考えられる。   （中略）   13. 防衛特別法人税については、税効果適用指針第46項に掲げる税金には明示されていないものの、法人税に対する付加税として課されるものであるため、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金である法人税等（税効果適用指針第4項(2)）に該当すると考えられる。したがって、改正税法が成立した場合には、法人税、地方法人税及び特別法人事業税（基準法人所得割）と同様に取り扱い、次の算式により法定実効税率を算定することが税効果適用指針の趣旨に合うこととなると考えられる。  $\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率（標準税率）} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率（標準税率）} \times \text{特別法人事業税率}}$  （注）第6項に記載のとおり、防衛特別法人税の課税標準の計算において法人税額から基礎控除額として500万円を控除することが予定されているが、上述の算式においては考慮していない。	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

したがって、令和7年3月決算に当たり、令和8年4月1日以後開始事業年度についての法定実効税率の計算においては、法人税率に乗ずる防衛特別法人税率を考慮する必要がある。

**（2）中小企業者等の法人税の軽減税率の特例**

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、適用税率や対象法人の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長された（措法42の3の2）。

見直しの具体的な内容は次のとおりである。

項目	改正前	改正後
軽減税率の特例の内容	所得の金額のうち年800万円以下の部分について、軽減税率19%（本則）が適用 さらに時限的に軽減され、軽減税率の特例15%が適用（租税特別措置）	所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）に引き上げられた。  所得の金額が10億円以下の事業年度の年800万円以下の金額については改正前と同様の軽減税率の特例（15%）が適用される。
適用対象法人	当該各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの等（適用除外事業者、大法人による完全支配関係がある普通法人、大通算法人等を除く）	適用対象法人の範囲から通算法人が除外された。
適用期限	令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度	2年延長され、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

当該改正後に適用される法人税率はおおむね以下のとおりとなる。

法人区分		所得区分	税率
大法人		—	23.2%
中小法人 （大法人による完全支配関係がある普通法人、大通算法人等を除く）	所得10億円超 （適用除外事業者、通算法人等を除く）	年800万円超の所得金額	23.2%
		年800万円以下の所得金額	17%（本則19%）
	所得10億円以下 （適用除外事業者、通算法人等を除く）	年800万円超の所得金額	23.2%
		年800万円以下の所得金額	15%（本則19%）
	適用除外事業者 （過去3年平均で所得15億円超）、 通算法人（大通算法人を除く）	年800万円超の所得金額	23.2%
		年800万円以下の所得金額	19%

### （3）外形標準課税についての改正（令和6年度税制改正）

令和6年度税制改正では外形標準課税についての改正が行われたため、外形標準課税の適用有無について影響がある場合には、それを考慮して将来の法定実効税率を計算する必要がある。

この改正は①減資への対応、②100%子法人等への対応の2種類の内容で構成されている。

- ① 減資への対応は、前事業年度に外形標準課税の対象法人が減資を行って資本金1億円以下にしたとしても、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超え

るときは外形標準課税の対象から外れないという内容である（地法附則8の3の3）。

当該改正は令和7年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用される（R6改正地法附1三、6、7①）¹。

- ② 100%子法人等（特定法人との間に特定法人による完全支配関係（法法二十二の七の六）がある法人。以下同じ）への対応は、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等（資本金1億円以下である場合等や、非課税・所得割のみで課税される種類の法人である場合を除く。以下：「特定法人」）の

¹ 公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の開始の日の前日（3月決算の場合、令和5年3月31日）から施行初年度開始日の前日（3月決算の場合、令和7年3月31日）までの間に終了したいずれかの事業年度において外形標準課税の対象であった場合には、施行初年度（3月決算の場合、令和8年3月期）の前事業年度において外形標準課税の対象であったものとして扱われることとされている（公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度（3月決算の場合、令和5年3月期）に外形標準課税の対象であって、公布日の前日（令和6年3月29日）に資本金1億円以下であり、その後公布日（令和6年3月30日）から施行初年度開始日の前日（令和7年3月31日）までに終了した事業年度において外形標準課税対象外である場合を除く）（R6改正地法附7②）。

100%子法人等については、資本金1億円以下であったとしても、資本金と資本剰余金の合計額²が2億円を超えるものは外形標準課税の対象とされるという内容である（地法72の2①一口）。当該改正は令和8年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用される（R6改正地法附1四、6・8①）。

本稿³・(2)にて、特定法人の100%子法人等が令和8年4月1日以後開始事業年度につき外形標準課税の適用対象になる前提の税率推移を検討する。

なお、これらの改正についての詳細は「外形標準課税

の対象法人の見直し～令和6年度税制改正大綱に基づいた考察～」(Japan Tax Newsletter2024年1月19日号 デロイトトーマツ税理士法人ウェブサイト)をご参照いただきたい。

2. 外形標準課税適用法人（主に大法人）  
についての法定実効税率

外形標準課税適用法人については、令和9年3月期以降について防衛特別法人税を考慮する必要があり、法定実効税率は以下のように計算される。

【大法人（外形標準課税対象）】

		当期 (令和7年3月期)		来期 減資への対応初年度 (令和8年3月期)		2年後 防衛特別法人税初年度 100%子法人への対応 初年度 (令和9年3月期)		
		標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
A	法人税等							A
	法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	
	地方法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	
	防衛特別法人税率					4.00%	4.00%	
B	地方法人税率+防衛特別法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	14.30%	14.30%	B
C	法人税率×(地方法人税率+防衛特別法人税率)	2.39%	2.39%	2.39%	2.39%	3.32%	3.32%	C=A×B
D	法人税率・地方法人税率計	25.59%	25.59%	25.59%	25.59%	26.52%	26.52%	D=A+C
E	住民税							E
	住民税法人税割税率	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	
	法人税率×住民税法人税割税率	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	
G	事業税等							G
	事業税所得割税率	1.00%	1.18%	1.00%	1.18%	1.00%	1.18%	
	特別法人事業税率	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	
	事業税標準税率×特別法人事業税率	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	
H	事業税率・特別法人事業税率計	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%	H
I								I=G(標準税率)×H
J								J=G+I
K	表面税率	30.81%	31.78%	30.81%	31.78%	31.74%	32.71%	K=D+F+J
L	分母	103.60%	103.78%	103.60%	103.78%	103.60%	103.78%	L=1+J
M	実効税率	29.74%	30.62%	29.74%	30.62%	30.64%	31.52%	M=K÷L

(注)

- ・住民税法人税割・事業税所得割の超過税率は東京都における税率による。
- ・特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

なお、令和6年3月期において外形標準課税適用対象であった法人が令和7年3月期に減資をして資本金1億円以下になったとしても、令和8年3月期には①減資への対応の適用が開始し外形標準課税の適用対象になるため、注意が必要である。詳細は「外形標準課税の対象法人の見直し～令和6年度税制改正大綱に基づいた考察～」(Japan Tax Newsletter2024年1月19日号 デロイトトーマツ税理士法人ウェブサイト)をご参照いただきたい。

3. 外形標準課税不適用法人についての法定実効税率

(1) 外形標準課税不適用法人（100%子法人等への対応に該当しない例）

外形標準課税不適用法人についても、令和9年3月期以降について防衛特別法人税を考慮する必要がある。法定実効税率は以下のように計算される。

2 公布日（令和6年3月30日）以後に当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金の減少を伴う剰余金の配当・出資の払戻しを行った場合においては、当該減少額を加算した金額とされる。

【外形標準課税対象外】

		当期 (令和7年3月期)		来期 減資への対応初年度 (令和8年3月期)		2年後 防衛特別法人税初年度 100%子法人への対応 初年度 (令和9年3月期)		
		標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
A	法人税等							A
	法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	
	地方法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	
B	防衛特別法人税率					4.00%	4.00%	B
	地方法人税率+防衛特別法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	14.30%	14.30%	
C	法人税率×(地方法人税率+防衛特別法人税率)	2.39%	2.39%	2.39%	2.39%	3.32%	3.32%	C=A×B
D	法人税率・地方法人税率計	25.59%	25.59%	25.59%	25.59%	26.52%	26.52%	D=A+C
E	住民税							E
	住民税法人税割税率	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	
F	法人税率×住民税法人税割税率	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	F=A×E
G	事業税等							G
	事業税所得割税率	7.00%	7.48%	7.00%	7.48%	7.00%	7.48%	
	特別法人事業税率	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	
	事業税標準税率×特別法人事業税率	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	
H	事業税率・特別法人事業税率計	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	H
I								I=G(標準税率)×H
J								J=G+I
K	表面税率	36.80%	38.07%	36.80%	38.07%	37.73%	39.00%	K=D+F+J
L	分母	109.59%	110.07%	109.59%	110.07%	109.59%	110.07%	L=1+J
M	実効税率	33.58%	34.59%	33.58%	34.59%	34.43%	35.43%	M=K÷L

(注)

- ・中小法人の軽減税率について本稿1. (2) の税制改正が行われているが、年800万円以下の所得の部分のみに適用される税率であり、当該計算においては考慮していない。
- ・住民税法人税割・事業税所得割の超過税率は東京都における税率（外形標準課税不適用法人の事業税所得割税率については軽減税率不適用法人に対する税率）による。
- ・特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

(2) 100%子法人等への対応により外形標準課税対象となる例

本稿1. (3) ②の100%子法人等への対応により、特定法人の100%子法人等で資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、令和8年4月1日以後開始事業年度につき、外形標準課税の対象とされる。当該100%子法人等への対応措置により新たに外形標準課税の対象

になる法人については、適用初年度とその翌年度についてその負担を軽減する措置が設けられており（R6改正地法附8②）、この負担軽減措置について、税額が増加する事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）を軽減する措置と解釈する場合、当該措置の適用対象となる法人についての法定実効税率の推移は次のとおりとなる。

【外形標準課税対象外⇒対象】

		当期 (令和7年3月期)		来期 減資への対応初年度 (令和8年3月期)		2年後 防衛特別法人税初年度 100%子法人への対応 初年度 (令和9年3月期)		
		標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
A	法人税等							A
	法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	
	地方法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	
	防衛特別法人税率					4.00%	4.00%	
B	地方法人税率+防衛特別法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	14.30%	14.30%	B
C	法人税率×(地方法人税率+防衛特別法人税率)	2.39%	2.39%	2.39%	2.39%	3.32%	3.32%	C=A×B
D	法人税率・地方法人税率計	25.59%	25.59%	25.59%	25.59%	26.52%	26.52%	D=A+C
E	住民税							E
	住民税法人税割税率	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	
	法人税率×住民税法人税割税率	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	
G	事業税等							G
	事業税所得割税率	7.00%	7.48%	7.00%	7.48%	1.00%	1.18%	
	特別法人事業税率	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	260.0%	260.0%	
	事業税標準税率×特別法人事業税率	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	2.60%	2.60%	
	事業税率・特別法人事業税率計	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	3.60%	3.78%	
K	表面税率	36.80%	38.07%	36.80%	38.07%	31.74%	32.71%	K=D+F+J
L	分母	109.59%	110.07%	109.59%	110.07%	103.60%	103.78%	L=1+J
M	実効税率	33.58%	34.59%	33.58%	34.59%	30.64%	31.52%	M=K÷L

(外形標準課税対象外) (外形標準課税対象外) (外形標準課税対象)

- (注)
- ・中小法人の軽減税率について本稿1. (2)の税制改正が行われているが、年800万円以下の所得の部分のみに適用される税率であり、当該計算においては考慮していない。
  - ・住民税法人税割・事業税所得割の超過税率は東京都における税率（外形標準課税不適用法人の事業税所得割税率については軽減税率不適用法人に対する税率）による。
  - ・特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

4. おわりに

以上のように、令和7年度税制改正により創設された防衛特別法人税について、税効果会計の適用にあたっては、令和8年4月1日以後開始事業年度の法定実効税率の計算に考慮する必要がある。また、外形標準課税についての令和6年度税制改正により将来の外形標準課税の適

用有無が変わる可能性についても考慮する必要がある。  
なお、税効果会計の適用に当たっては、会計基準その他における取扱いを確認する必要がある点をご留意いただきたい。

以 上

# 会計基準等開発動向

2025年4月7日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

## ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
バーチャルPPAに係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、バーチャルPPA（Power Purchase Agreement）に関して、現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられる取引を前提に、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて、検討が行われていた。	2025年3月11日付で、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」が公表され、2025年5月30日まで意見募集が行われている。

## ■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）については、減損に関する公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」のモデル（ECLモデル）を開発の基礎として検討が進められている。 現在、金融機関において適用されるIFRS第9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発及び一般事業会社における取扱いに関する検討を継続しつつ、IFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品：開示」の定めを取入れ方並びに減損プロジェクトの範囲に含めた領域に関する金融商品の分類及び測定の定め等に関する検討が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という）及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準（以下「期中会計基準」という）の開発に向けて、検討が行なわれている。	中間会計基準に関連する他の会計基準等の修正への対応については、2024年6月より検討が開始されている。 また、期中会計基準については、2024年10月より検討が開始され、公開草案の公表に向け審議が進められている。 2025年4月に公開草案を公表することが目標とされている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。 2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ <a href="https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf">https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf</a> ）が公表された。

項目	内容	ステータス
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発を行う。	2024年12月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発を行う。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討する予定とされている。	今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、今後、検討する予定とされている。	今後、検討を開始する予定とされている。

#### ■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

#### ■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■確定公表済

項目	内容	ステータス
補足文書	IFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）に関する付属ガイダンス及び教育的資料のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJが公表するサステナビリティ開示基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものをSSBJの補足文書として位置付けるもの。	2025年3月27日付で、以下の補足文書が公表された。     - 補足文書「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』に関する付属ガイダンス」    - 補足文書「IFRS S2号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」    - 補足文書「教育的資料『気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面』」    - 補足文書「教育的資料『IFRS S1号における要求事項を満たすための『SASBスタンダード』の使用』」    - 補足文書「教育的資料『現在の及び予想される財務的影響』 パート1 パート2」    - 補足文書「教育的資料『サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示』」    - 補足文書「教育的資料『IFRSサステナビリティ開示基準におけるプロポーショナルリティのメカニズム』」

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
会計制度委員会研究報告「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」	現時点において我が国に補助金等に関する会計基準が存在しておらず、補助金等に係る会計処理及び開示について、様々な実務が行われていることが想定されることを踏まえて、2022年10月に補助金等検討専門委員会を設置し、補助金等に関する会計処理及び開示について研究を重ね、会計制度委員会研究報告「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることとしたもの。	2025年2月19日付で、会計制度委員会研究報告「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」（公開草案）が公表され、2025年4月19日まで意見募集が行われている。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等	ASBJにおいて、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表したことを受け、財務諸表等規則等及び財務諸表等規則ガイドライン等について所要の改正を行うもの。	左記内閣府令等が2025年3月24日付で公布・施行された。 なお、改正後の新財務諸表等規則等の規定は2027年4月1日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下、事業年度等という。）に係る財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表等については、なお従前の例による。 ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表等については、新財務諸表等規則等の規定を適用することができる。
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等	ASBJにおいて、企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等を公表したことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正を行うもの。	左記内閣府令等が2025年3月31日付で公布・施行された。 なお、改正後の新財務諸表等規則等の規定は、2025年4月1日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下「事業年度等」という）に係る財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表等については、なお従前の例による。 ただし、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等については、新財務諸表等規則等の規定を適用することができる。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社計算規則の一部を改正する省令	企業会計基準委員会による企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表等を受けて、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について、所要の改正を行うもの。	左記省令が、2025年3月31日付で公布・施行された。 なお、改正後の会社計算規則の規定は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類等について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。 ただし、2025年4月1日以後開始する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

# 新刊書籍のご案内

## 実務解説 新リース会計基準のすべて

有限責任監査法人トーマツ 編  
神谷陽一、宗延智也 著  
(株)中央経済社

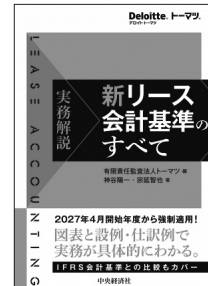
2024年9月、ASBJは企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表しました。本会計基準等は、原則として借手のすべてのリースについて資産・負債の計上を要求するものであり、2027年4月以後開始する事業年度の期首から強制適用されます。本書は、本会計基準等の適用における実務上の論点について、多くの図表、設例及び仕訳例を用いて解説するとともに、IFRS会計基準との比較についても網羅的に解説しています。

価格 5,060円(税込)

2025年4月17日刊

ISBNコード:

978-4-502-53791-2



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookspublications.html>

## デロイト トーマツ グループ CFOプログラムよりご案内

デロイト トーマツ グループでは、CFOが直面する日々の課題に沿った最新のインサイトを発信し、CFOをナレッジの面から支援しています。特に、現役CFOを対象とした四半期毎の意識調査「CFO Signals」では、デロイト トーマツのプロフェッショナルによる分析を加えたレポートを定期的に発行しております。ぜひ最新のレポートをご覧ください。

### ■CFO Signals

概要：企業を取り巻く経済環境に関するCFOの定期的な意識調査

対象：日本企業、および日本で活躍するグローバル企業のCFO

時期：四半期毎（2月、5月、8月、11月）

内容：経済環境に関する調査に加え、毎回時流に沿ったテーマにて実施

最新レポートはこちらから



そのほかCFOをはじめとした、CxOの皆様には有益な最新のインサイトの発信を随時行っています。CxOプログラムが発刊するレポート等詳細は下記サイトをご覧ください。  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/topics/c-suite-agenda.html>

# 会計情報

発行日 令和7年4月20日(毎月20日発行)  
第585 5月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング  
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。  
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>  
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供しています。Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバース(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001